

あいち はぐみんプラン 2020-2024

～「日本一子育てしやすい愛知」の実現を目指して～



2020年3月

愛 知 県

「日本一子育てしやすい愛知」の 実現を目指して



本県では、2005年の「あいち 子育て・子育て支援プラン」（第一次愛知県少子化対策推進基本計画）以降、これまで3次にわたる少子化対策推進基本計画を策定し、少子化の克服に向けて、結婚への支援や保育の受け皿確保、多様な保育サービスの拡充など、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、本県の出生数は、2018年に過去最少の61,230人となり、今後も更なる少子化の進行が予想されています。また、同年の合計特殊出生率は1.54であり、回復傾向にはあるものの、安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回るなど、依然として少子化の状況が続いています。

こうした中、少子化の流れに歯止めをかけ、今後も本県が活力を維持し、持続的に発展していくためには、県民の誰もが、結婚に関する希望をかなえ、家庭を築き、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会づくりをより一層推進していく必要があります。

このため、「あいち はぐみんプラン2020-2024」（第四次愛知県少子化対策推進基本計画）では、出産や子育て期だけでなく、職業観や勤労観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進するため、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育て期までのライフステージに応じた切れ目ない支援に引き続き取り組むとともに、地域におけるNPOや企業等、多様な主体との協働を進め、地域社会全体で子どもの成長や子育て家庭を応援する基盤づくりに積極的に取り組んでまいります。




県民の皆様を始め、本計画の推進に関わる全ての方々におかれましては、「日本一子育てしやすい愛知」の実現に向け、御理解・御協力をいただきますよう心よりお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、御尽力をいただきました「愛知県子ども・子育て会議」の委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

2020年3月

愛知県知事
大村秀孝

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方 	
I	策定の趣旨	2
II	計画期間	4
III	基本目標	4
IV	策定の基本的な考え方	5
V	重点目標	
1	若者の生活基盤の確保	7
2	希望する人が子どもを持てる基盤づくり	7
3	すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	8
4	社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり	8
VI	計画の体系	9
VII	一体的に策定する3計画の内容	
1	子ども・子育て支援事業支援計画	10
2	子どもの貧困対策推進計画	11
3	児童虐待防止基本計画	13
	(参考) 一体的に策定する3計画との関係図	14
VIII	SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画の推進	16
第2章	本県の子ども・子育てを巡る状況 	
I	出生の状況	
1	出生数と合計特殊出生率の推移	20
2	将来の推計人口	21
II	少子化の要因の状況	
1	未婚化・晩婚化の進行	22
2	夫婦の子どもの数の減少	23
第3章	子ども・子育てに関する課題と取組 	
I	若者の生活基盤の確保	
基本施策1	キャリア教育の推進	27
基本施策2	就労支援	31
基本施策3	思春期保健対策の充実	37
基本施策4	結婚支援	41
II	希望する人が子どもを持てる基盤づくり	
基本施策5	安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援	47
基本施策6	働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	51
基本施策7	男女共同参画の推進	55
III	すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	

基本施策8	妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実	57
基本施策9	保育の受け皿拡充と保育人材の確保	63
(別表)	子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項	
1	区域の設定について	67
2	教育・保育の量の見込み、確保方策	67
3	認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数	82
4	認定こども園の目標設置数、設置時期	82
5	教育・保育等を行う人の見込み数	83
6	幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための市町村との連携	83
基本施策10	多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充	85
基本施策11	子どもの貧困・ひとり親家庭への支援	91
基本施策12	子どもの健康の確保	99
基本施策13	学校教育の充実	103
基本施策14	青少年の育成	107
基本施策15	児童虐待防止対策の推進	113
基本施策16	社会的養育の体制整備	121
(別表)	社会的養育推進計画に関する事項	128
基本施策17	障害のある子どもへの支援	133
基本施策18	外国人の子どもへの支援	137

IV 社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり

基本施策19	子育てしやすい居住環境の整備	141
基本施策20	安心できるまちづくりの推進	143
基本施策21	地域の多様な主体との協働推進	147
基本施策22	県民・企業が一体となって応援する機運の醸成	151
基本施策23	経済的支援の充実	155

第4章 計画の推進

I	推進体制の整備	160
II	計画の進行管理	160
III	計画の見直し	160
(付表)	目標	161

参考資料

資料1	「あいち はぐみんプラン 2020-2024」策定経過	166
資料2	愛知県少子化対策推進条例	167
資料3	愛知県子どもを虐待から守る条例	170
資料4	愛知県社会福祉審議会条例	175
資料5	愛知県社会福祉審議会規程	178
資料6	愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）委員名簿	180

第1章 計画策定の基本的な
考え方



I 策定の趣旨



- 本県では、2015年3月に、2019年度までの5年間を計画期間とする「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（第三次愛知県少子化対策推進基本計画）を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策について、若者の就学・就職から、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた施策を展開してきました。
- しかし、本県の2018年の合計特殊出生率は1.54（全国1.42）で、回復傾向にはあるものの、安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。
- 本県の2018年の出生数は61,230人で、最も多かった1973年の125,395人と比べて約半分になっています。今後、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が減少していくことによって、少子・高齢化の更なる進行が予想されます。
- その上、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての孤立感・不安感が高まるなど、子育て家庭を取り巻く環境は更に厳しさを増しています。
- 国では、2016年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等を掲げました。
- また、2017年12月に「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を策定し、このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代や子どもたちへ大幅に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとされました。
- その他、2018年6月には、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正や、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることを定めた「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」が成立しました。

- こうした少子化対策の取組に加え、1947年の制定時から見直されていない児童福祉法の理念規定が2016年に改正され、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有すること」を、総則の冒頭（第1条）に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化されました。
- 社会情勢の変化や国の動向を踏まえて、本県では、2018年3月に「あいち はぐみんプラン 2015-2019」の見直しを行い、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。
- また、2018年10月から11月にかけて「少子化に関する県民意識調査」を実施し、本県における子育ての現状や少子化対策に関する県民のニーズの把握に努めました。
- これらを踏まえ、引き続き、子ども・子育てに関する様々な課題の解決に向けて取り組んでいくため、第四次愛知県少子化対策推進基本計画として、本計画（あいち はぐみんプラン 2020-2024）を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策を総合的かつ計画的に推進します。

図表1 少子化対策に関連する動き

年	国	愛知県
2015年	3月 少子化社会対策大綱の策定	3月 あいち はぐみんプラン 2015-2019 の策定
	4月 子ども・子育て関連3法の施行	
2016年	6月 ニッポン一億総活躍プランの策定 児童福祉法の理念規定の改正	
2017年	3月 働き方改革実行計画の策定	
	6月 子育て安心プランの公表	
	12月 新しい経済政策パッケージの策定	
2018年	6月 人づくり革命 基本構想の策定 働き方改革関連法の成立	3月 あいち はぐみんプラン 2015-2019 の見直し
	9月 新・放課後子ども総合プランの策定	
	10月 幼児教育・保育の無償化の実施	

Ⅱ 計画期間



本計画の計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

Ⅲ 基本目標



- 基本目標は、前計画（あいち はぐみんプラン 2015-2019）から引き続き、「**県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現**」とします。
- 今日、進行しつつある少子化は、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安などが、主な要因であると言われています。このような状況は、人口構造のひずみを生じさせ、人口が減少するという事態をもたらし、社会の根幹を揺るがす問題となっています。
- このため、急速な少子化の進行に対し、結婚や出産、子育てに対する負担や不安を取り除き、少子化の流れに歯止めをかけるための施策を進める必要があります。
- 国においては、2015年3月に「少子化社会対策大綱」を策定し、子育て支援の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題を設けています。
- こうしたことから県は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、本計画で定める施策を着実に推進します。



1 計画の位置付け

- 子ども・子育てに関する課題として、地域の子育て力の低下を背景とする親の孤立や、貧困状態にある子どもの存在、児童虐待の発生など、様々な問題への対応と支援が必要とされています。特に、行政の制度と制度の狭間にいる人、子育て支援サービスの存在を知らない人など、地域から孤立している家庭の把握は難しく、支援が届きにくい現状にあります。また、このような問題を抱える家庭の課題は重複的で、相互に関連し合っていることが多いと言われており、このような家庭に対しては、母子保健や子育てを始めとする、様々な分野の支援が一体的に連携して行われることで初めて、解決へと導かれるものと考えます。
- そこで、本計画を、①愛知県少子化対策推進条例第6条に基づく基本計画及び②次世代育成支援対策推進法第9条に基づく地域行動計画とし、③子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、④子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」及び⑤愛知県子どもを虐待から守る条例第10条に基づく「児童虐待防止基本計画」と一体的に策定し、以下の計画の性格をも併せ持つ、本県の「子ども・子育てに関する総合的な計画」として位置付けます。
 - ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
 - ⑦厚生労働省の「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」
 - ⑧厚生労働省の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえた「社会的養育推進計画」

2 ライフステージに応じた取組と社会基盤の整備

- 少子化の大きな要因として、未婚化・晩婚化と夫婦の子ども数の減少が依然として指摘されています。「あいち はぐみんプラン2020-2024」においては、これらの要因に着目し、出産・子育て期だけでなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があります。
- そのためには、それぞれのライフステージに応じた実効性のある取組が不可欠です。そこで、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施します。
- また、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する機運の醸成など、社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりに取り組みます。

3 県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現

- 地域社会で祭りや運動会といった年中行事が減り、隣近所と接点を持たない人が増えているなど、地域や隣近所と付き合いのない家庭が増えています。
- また、隣近所の子どもの世話や、子育ての手助けをする場面も少なくなっており、地域で子育てをするという意識が低くなっていることもうかがえます。子育ては地域と切り離せないものであり、地域社会全体で子育てに温かい環境を作っていくことが重要です。
- そこで、本計画では、子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現を目指します。

各主体に求められる責務

県民

- 男女がともにワーク・ライフ・バランスや家事・育児の分担に積極的に取り組み、喜びや生きがいをもって子育てを行います。
- 未来の希望である全ての子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育て中の家族や子どもに対し、温かい目をもって見守ります。

企業

- 企業は、従業員が仕事と子育て等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に努めます。
- 企業は、地域を構成する一員として、子どもが健やかに成長する環境を整え、社会的な責任を果たします。

市町村

- 市町村は、地域における子ども・子育て支援の実施主体として、家庭や子どもの状況に応じたサービスを行うとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。

地域社会

- 地域社会では、地域コミュニティの中で子どもが健やかに成長できるよう、親のみならず、地域の人が子どもの活動を支援します。

V 重点目標



- 県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現させるため、以下の4つの重点目標に取り組みます。
- なお、重点目標については、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施します。
- また、社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくりを実施します。

1 若者の生活基盤の確保

- 若者が社会人として経済的にも精神的にも自立し、就労や結婚・出産・子育てを積極的に捉えることが重要となっています。
- このため、子どもの頃から勤労観、職業観を醸成する教育に力を入れるとともに、雇用情勢が着実に改善している時機を捉え、正規雇用での就職及び正規雇用を希望する非正規雇用労働者の正規雇用への転換等を促進します。
- また、思春期保健対策の充実を図るとともに、結婚を望む若者への支援を行うことが重要です。
- 結婚の希望の実現に対する障害となっているのは、経済的負担感や出会いの機会の減少、結婚相手に求める理想と現実のギャップにより結婚に結びつかないことなどが考えられます。
- 結婚に対する意識啓発や出会いの機会の提供などによる結婚支援策を強化し、若者の生活基盤の確保を図っていきます。

2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

- 安心して妊娠・出産ができる環境を整備するためには、産科医療体制の充実だけでなく、産前・産後期における配偶者の休暇・休業取得を始め、周りの支えが重要です。
- また、行政による支援の充実に加え、子育て中の親が孤立することなく、多様な担い手に支えられていると実感できる温かい社会の実現に向け、結婚、妊娠、出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で共有されることが重要です。
- そのため、産科医療体制の充実や互いに協力し合うための意識改革を推進し、希望する人が希望する人数の子どもを持つことができるような基盤づくりを推進します。

3 すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

- 親が働いている・いないにかかわらず、全ての子ども・子育て家庭を支援するという観点及び子どもの成長に応じて必要なサービスが確実に利用できるという観点から、子育て支援を充実する必要があります。
- このため、乳幼児や児童生徒、専門的な支援が必要な子どもを持つ家庭が、安心して子育てができるよう、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとともに、子どもの貧困対策や、条例に基づく児童虐待防止対策等の取組を一体となつて行うことにより、全ての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援の充実を図ります。

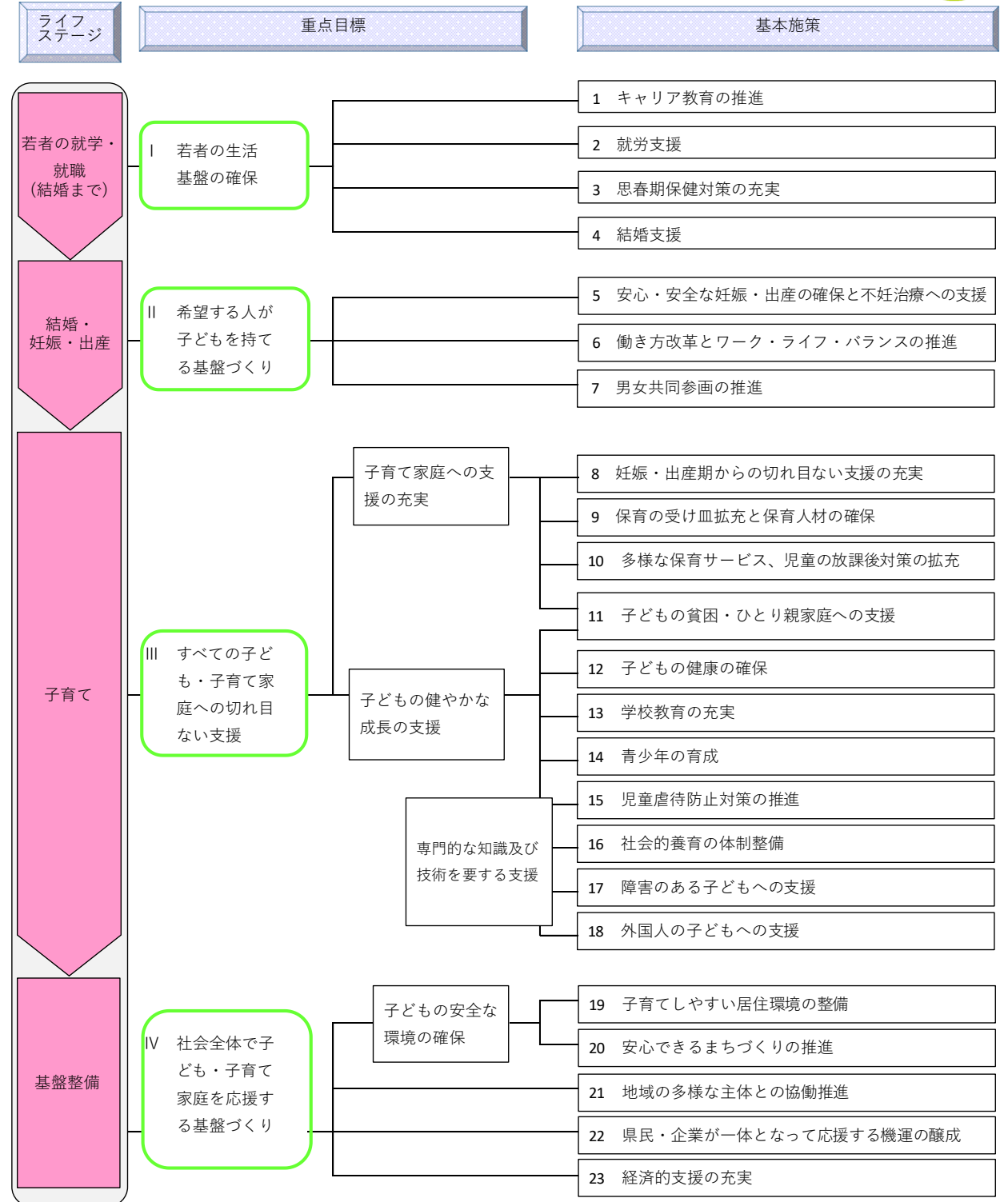
4 社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり

- 地域でのつながりが希薄化する中、子育て家庭が孤立しないよう、身近で気軽に助け合うことができる社会を形成することが必要です。
- 地域の多様な主体との協働の取組を強化し、地域全体が一体となつて子どもや子育て家庭を応援し、地域・社会の子育て力を向上する取組を推進します。

VI 計画の体系



基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現





1 子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 根拠法令

子ども・子育て支援法第62条第1項

(2) 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間

(3) 趣旨

待機児童や子育てに対する不安、孤立感など、子どもの育ちや子育てを巡る様々な課題が存在します。そうした課題を解決し、一人一人の子どもが健やかに育ち、親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、より良い親子関係が形成されるために、2015年4月から本格実施された子ども・子育て支援新制度で、発達段階に応じた質の高い教育・保育や地域での様々な子育て支援を行っています。

これらの教育・保育、子育て支援を実施し、子どもの生存と発達の保障の観点から子どもに適切な保護及び援助等を円滑に行うために、県は、市町村の行う幼児教育・保育事業への支援や専門性の高い施策、各市町村区域を超えた広域的な対応が必要な施策を実施する役割を担っており、これらの事項を計画的に実施するため、愛知県子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

ア 教育・保育を提供する体制の確保

子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育の量の見込み・確保方策、実施時期等を定め、計画的に提供体制を確保します。

イ 保育等に従事する者の確保、資質の向上

質の高い教育・保育を提供するため、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの従事者の人材確保及び資質向上のための取組を総合的に推進します。

ウ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、これらの子どもに対する適切な保護や援助の措置を講じます。

2 子どもの貧困対策推進計画

(1) 根拠法令

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条

(2) 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間

(3) 趣旨

2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県は「子供の貧困対策に関する大綱」（2014年8月閣議決定）を踏まえ、子どもの貧困対策についての計画の策定に努めるものとされたことから、愛知県では2015年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

また、2016年12月には、子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討するため、「愛知子ども調査」を実施しました。この調査結果を受け、有識者からなる「愛知県子どもの貧困対策検討会議」において、「子どもが輝く未来に向けた提言」がとりまとめられ、子どもの貧困対策として必要な取組が提示されました。

この提言の内容を踏まえ、県関係課室で構成する「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」において、2022年度までの具体的な取組をまとめた「子どもが輝く未来へのロードマップ」を2018年2月に作成するとともに、2018年3月に本計画の中間見直しを行いました。

2019年には同法が一部改正され、大綱も改正されたため、これらを考慮して、本計画の見直しを行います。

(4) 基本的な方針（重点施策）

「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

ア 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、貧困の状況にある子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげます。

また、特に配慮を必要とする子どもに対しても着実に支援を届けるとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

イ 生活の安定に資するための支援

貧困の状況によって社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援を実施します。

ウ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職業生活の安定と向上に資する支援を実施します。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めます。

エ 経済的支援

親の健康状態や就労状況にかかわらず、世帯の日々の生活が安定するよう経済的支援を実施します。

3 児童虐待防止基本計画

(1) 根拠法令

愛知県子どもを虐待から守る条例第 10 条

(2) 計画期間

2020 年度から 2024 年度までの 5 年間

(3) 趣旨

2014 年 4 月に「愛知県子どもを虐待から守る条例」が施行されました。条例では、児童虐待防止のため、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組むとともに、社会的養護体制を充実することとしており、子どもを虐待から守るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、児童虐待防止基本計画を策定します。

(4) 基本的な方針（重点施策）

児童虐待の予防及び早期発見のため、子育て家庭への支援などの関連する施策と一体となった総合的な児童虐待防止対策を推進していきます。

ア 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来世代の育成にも懸念を及ぼすことから、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童虐待を受けた子どもの適切な保護及び自立の支援まで、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいきます。

そのため、児童虐待の中核的専門機関である児童相談センターや身近な支援機関である市町村の機能強化に努めるとともに、保育所、学校、病院、警察を始めとした関係機関との連携を強化し、一体となって取り組んでいきます。

また、できるだけ早い段階で適切な子育て支援を始めていくことが児童虐待の予防につながることから、保護者や周りの方が気軽に相談できるよう、相談体制の整備に努めていきます。

イ 社会的養育体制の充実

児童虐待を受けるなどして家庭で適切な養育が受けられない子どもに対し、「子どもの主体的な権利の保障」と「家庭養育優先の理念」の実現に向け、里親等への委託の推進や施設等入所児童の自立の支援など、社会的養育体制の充実に努めていきます。

(参考) 一体的に策定する3計画との関係図




重点目標	基本施策	
I 若者の生活基盤の確保	1	キャリア教育の推進
	2	就労支援
	3	思春期保健対策の充実
	4	結婚支援
II 希望する人が子どもを持てる基盤づくり	5	安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援
	6	働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
	7	男女共同参画の推進
III すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援	8	妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実
	9	保育の受け皿拡充と保育人材の確保
	10	多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充
	11	子どもの貧困・ひとり親家庭への支援
	12	子どもの健康の確保
	13	学校教育の充実
	14	青少年の育成
	15	児童虐待防止対策の推進
	16	社会的養育の体制整備
	17	障害のある子どもへの支援
18	外国人の子どもへの支援	
IV 社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり	19	子育てしやすい居住環境の整備
	20	安心できるまちづくりの推進
	21	地域の多様な主体との協働推進
	22	県民・企業が一体となって応援する機運の醸成
	23	経済的支援の充実

子ども・子育て支援事業支援計画	子どもの貧困対策推進計画	児童虐待防止基本計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の安定雇用の確保 ● 若者の職業的自立に向けた支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 区域の設定 ● 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期 ● 都道府県で定める数 ● 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 ● 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携 ● 教育・保育情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産期からの相談・切れ目ない支援 ● 職業生活の安定と向上のための支援 ● 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 	
●	● 保育等の確保、保護者の育児負担の軽減	
● 母子及び父子家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校を窓口とした福祉関連機関との連携 ● 保護者の生活支援 ● 保護者に対する就労の支援 等 	
	● 相談機能の強化 等	
● 児童虐待防止対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談センターの体制強化 ● 市町村の相談支援体制の整備に向けた支援 ● 妊娠期からの虐待予防のための支援 等
● 社会的養育の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的養育が必要な子どもへの生活・就労支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親等への委託の推進 ● 社会的養護自立支援の推進 等
● 障害児施策の充実		
	● 外国人生徒等への支援	
	● 就学にかかる経済的支援の推進 等	

Ⅷ SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進



- SDGs（エス・ディー・ジーズ＜Sustainable Development Goals＞）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。
- 持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
- SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。本県は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、2019年7月1日に「SDGs未来都市」として選定されています。
- 本計画を推進するに当たっては、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組み、豊かで活力ある未来を創ります。

SDGsの17の目標(抜粋)	169のターゲットに関連する基本施策
<p>① 貧困</p> 	<p>11 子どもの貧困・ひとり親への支援</p> <p>23 経済的支援の充実</p>
<p>③ 保健</p> 	<p>3 思春期保健対策の充実</p> <p>5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援</p> <p>8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実</p> <p>12 子どもの健康の確保</p>
<p>④ 教育</p> 	<p>1 キャリア教育の推進</p> <p>13 学校教育の充実</p>

SDGsの17 の目標(抜粋)	169のターゲットに関連する基本施策
⑤ジェンダー  <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	7 男女共同参画の推進
⑧成長・雇用  <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	2 就労支援 6 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
⑩不平等  <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	11 子どもの貧困・ひとり親への支援 14 青少年の育成 17 障害のある子どもへの支援 18 外国人の子どもへの支援 23 経済的支援の充実
⑪都市  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	19 子育てしやすい居住環境の整備 20 安心できるまちづくりの推進
⑯平和  <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	15 児童虐待防止対策の推進 16 社会的養育の体制整備
⑰実施手段  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	21 地域の多様な主体の協働推進 22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成

第2章 本県の子ども・子育て を巡る状況



I 出生の状況



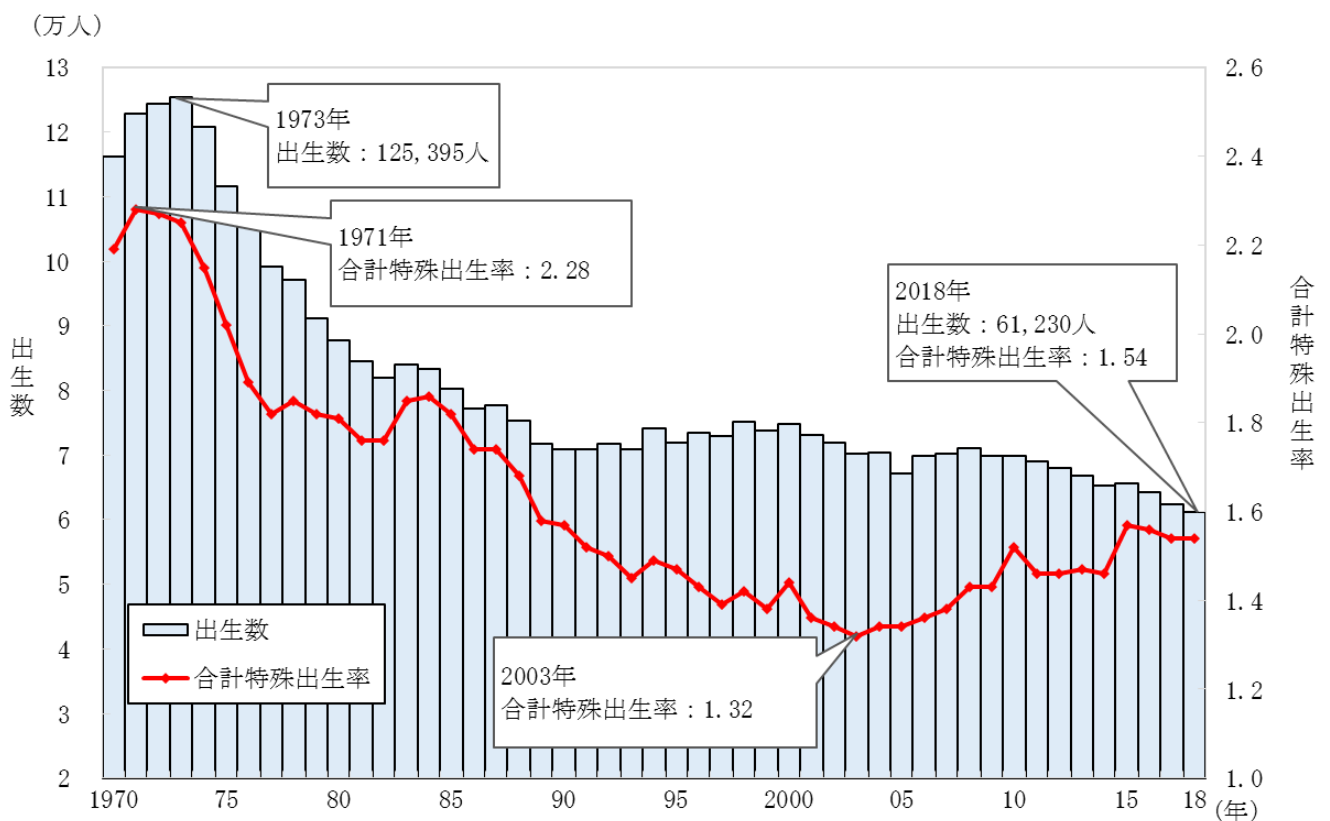
1 出生数と合計特殊出生率*1の推移

○ 本県の出生数は、第2次ベビーブーム（1971年～1974年）である1973年に過去最高となっており、それ以降は減少傾向にあります。

2009年以降は、7万人を割り込む数で推移しており、2018年の出生数は、61,230人となっています。

○ 合計特殊出生率は、1971年の2.28をピークに、2003年の1.32まで低下傾向にありましたが、その後は少し上昇しており、2018年には1.54となっています。しかしながら、安定的に人口を維持できると言われている2.07を大きく下回っており、依然として少子化が続いている状況にあります。

図表2-1 出生数と合計特殊出生率の推移（愛知県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

* 1 合計特殊出生率

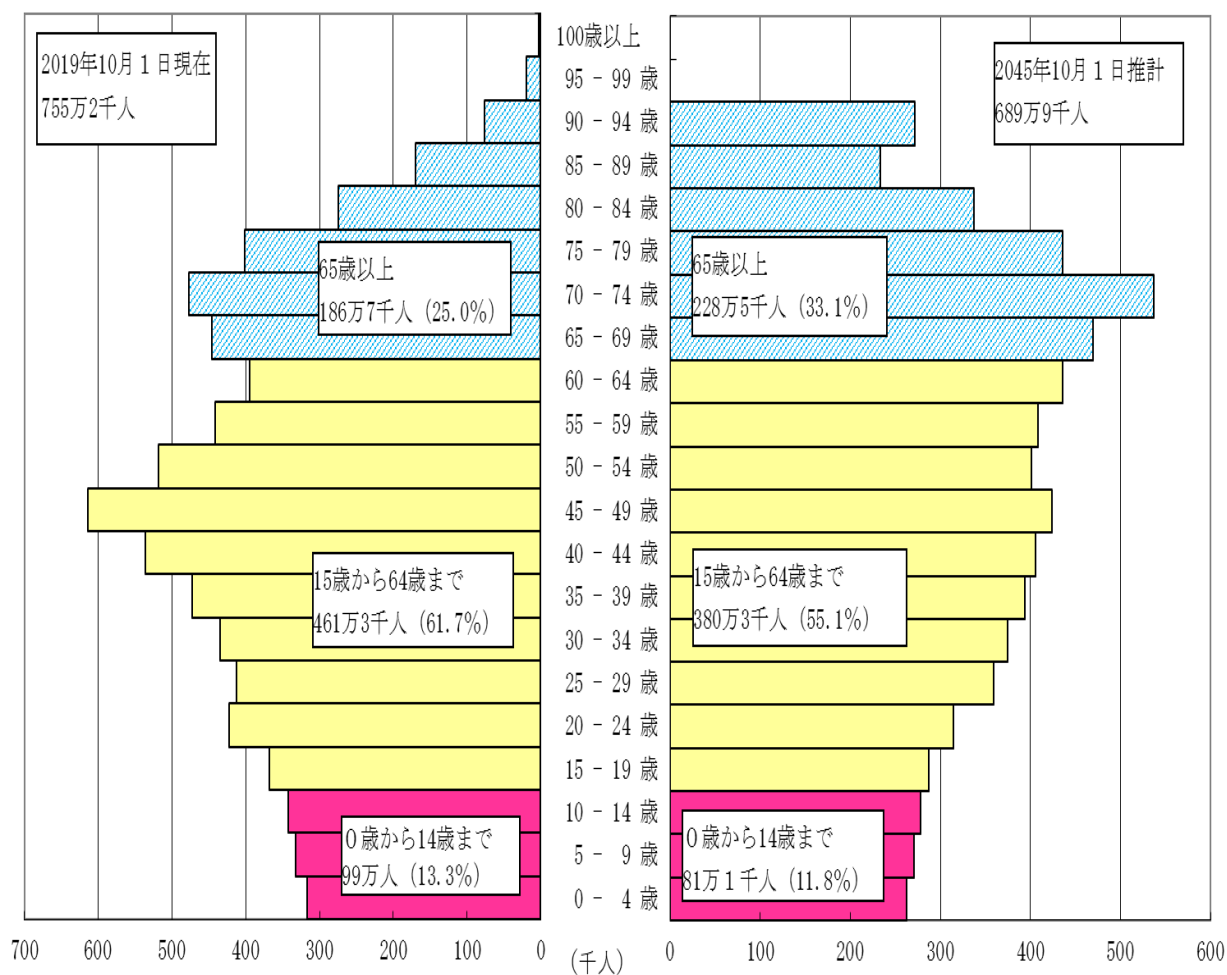
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

2 将来の推計人口

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の2045年の人口は、689.9万人、年少人口（0歳から14歳）の割合は11.8%と予測され、今後も少子化が進行する見通しです。

このため、労働力人口の減少による産業活力の低下、国民生活や社会基盤の不安定化など様々な影響が生じてくると考えられます。

図表2-2 人口ピラミッド（愛知県）



資料：愛知県県民文化局「あいちの人口」（2019年10月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2018年3月推計）

注：2019年の年齢不詳（81,027人）は含まず

2045年の90～94歳は、95歳以上も含む

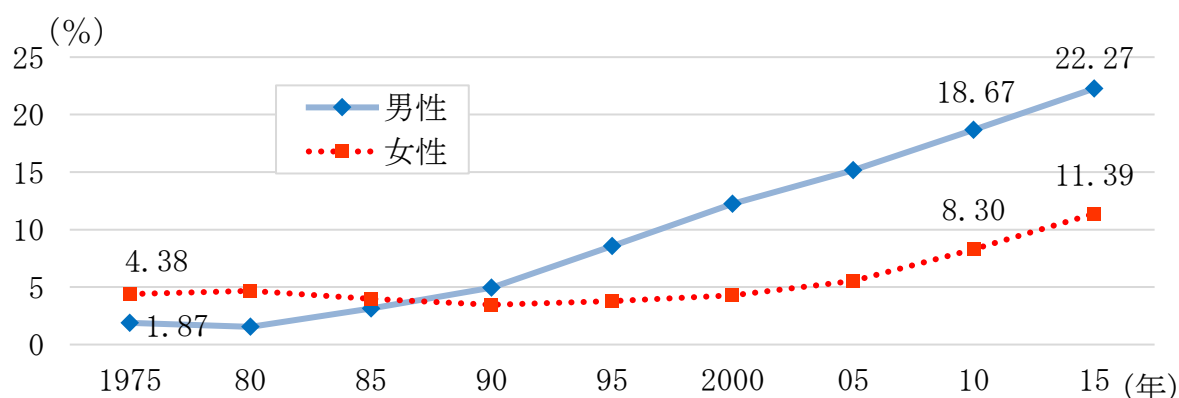
Ⅱ 少子化の要因の状況



1 未婚化・晩婚化の進行

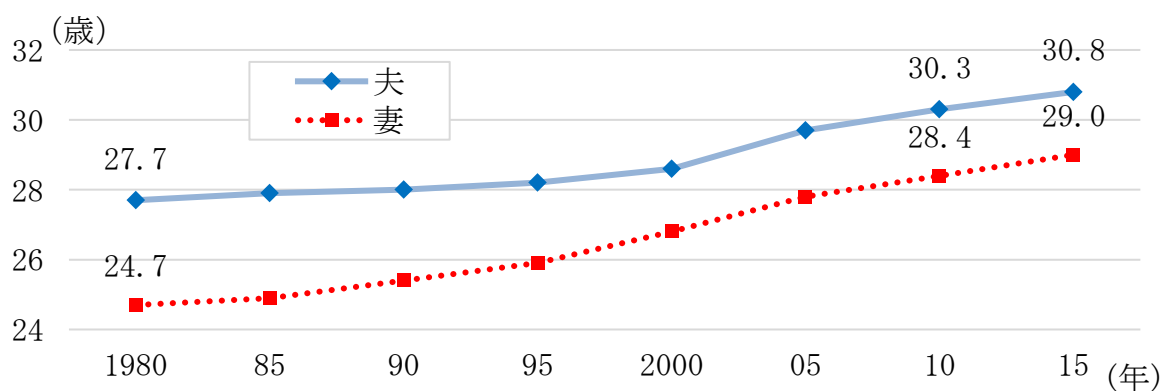
- 本県における 50 歳まで一度も結婚していない人の割合は、2015 年には男性が 22.27%、女性が 11.39%と、年々上昇しており、未婚化が急激に進んでいることがわかります。
- また、平均初婚年齢も長期的な上昇傾向が続いており、2015 年には、夫が 30.8 歳、妻が 29.0 歳と、35 年前と比較し夫は 3.1 歳、妻は 4.3 歳高くなっています。
- 令和元年度版「少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書」（内閣府）によると、これまでの未婚化、晩婚化の流れが変わらなければ、今後も 50 歳時の未婚割合の上昇が続くことが予測されています。

図表 2 - 3 50 歳時の未婚割合の推移（愛知県）



資料：総務省「国勢調査」

図表 2 - 4 平均初婚年齢（愛知県）

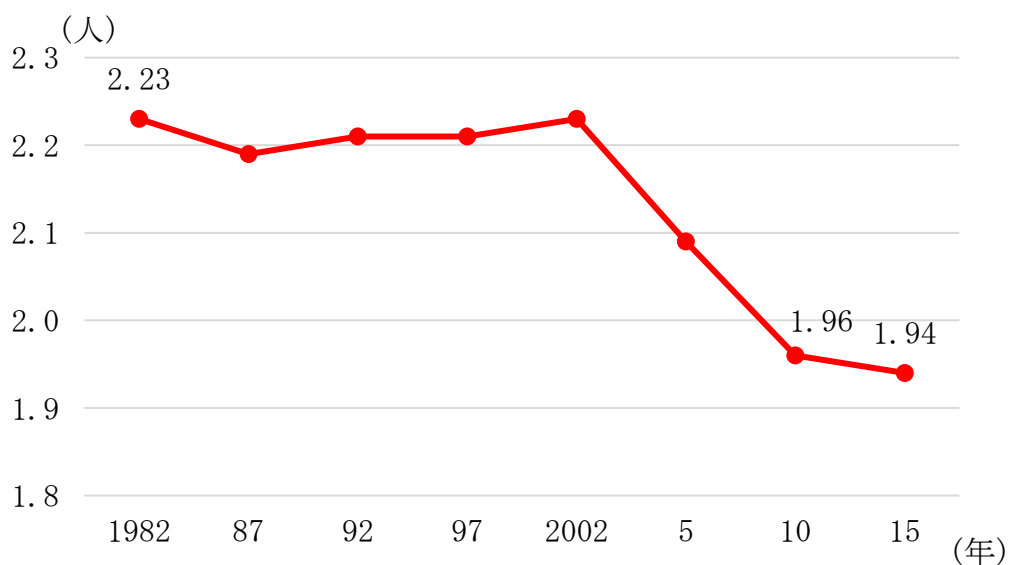


資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 夫婦の子どもの数の減少

- 夫婦の完結出生児数^{*2}は、これまで1975年以降30年間にわたって2.2人前後で安定的に推移していましたが、2005年から減少傾向に転じ、直近（2015年）の結果では1.94人と過去最低となっています。

図表2-5 完結出生児数（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

*2 完結出生児数

結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数。

第3章 子ども・子育てに
関する課題と取組



I 若者の生活基盤の確保



基本施策1 キャリア教育*1の推進

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、未来の特色ある愛知を担う人材育成を図る事業の一つとして、ものづくり連携、地域や家庭、企業との連携等をテーマとしたモデル事業を通して、愛知のキャリア教育の推進を図る「キャリアコミュニティプロジェクト」を2016年度から実施しました。

また、小学校における体験学習の充実や、全ての中学校における職場体験を核としたキャリア教育の実施など、発達段階に応じた系統的なキャリア教育の一層の推進を図る「キャリアスクールプロジェクト」を、中学校では2016年度から、小学校では2017年度から実施しました。

その他、未来を生き抜く人材育成事業として、キャリア教育地域推進会議の開催やキャリア教育コーディネーターの活用、地域ものづくりスキルアップ講座などを行いました。

幼児から小学生までを対象とした科学技術普及啓発イベントや、小学生から高校生までを対象とした科学技術分野の出前講座を開催し、世代の切れ目なくキャリア教育の充実に取り組みました。

◇現状と課題

少子化に伴う労働力人口の減少や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化、社会環境の変化などを背景として、就職・進学を問わず、子どもの進路を巡る環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、子どもには、社会の変化に対応していく能力や主体的に自己の進路を選択・決定できる能力など様々な力が求められています。

こうした力は、成長過程と深く関わりながら段階を追って発達するものであり、小学生から高校生までつながりをもった取組であることが重要です。

社会人、職業人としてふさわしい能力を身に付け、自分らしい生き方や夢の実現ができるようにするため、成長段階に応じたキャリア教育の一層の推進が求められています。

*1 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

取組の方向性

社会人、職業人としてふさわしい能力を身に付けるため、社会環境を踏まえた、成長の段階に応じた多様な体験活動を充実させます。

◇今後の取組

(体験活動を通じた勤労観・職業観の育成)

- 小学校では、当番活動や係活動などを通して望ましい勤労観を養うとともに、キャリア教育の視点を取り入れた体験学習等に取り組み、学習の見直しや、活動を振り返るなど、計画的・系統的にキャリア教育を推進するよう市町村に働きかけます。
- 中学校では、小学校で培ったキャリアの芽と職場体験を核とし、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むよう市町村に働きかけます。
また、高等学校へ円滑につないでいくことができるよう、より系統的にキャリア教育を推進するよう市町村へ働きかけます。
- 高等学校では、就職・進学を問わず、誰もが望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力を身に付け、更に地域産業界を支える人材として活躍できる生徒を育成していきます。また、インターンシップ等の体験的活動を推進するとともに、特に普通科では、総合的な探究(学習)の時間などを活用し、キャリア教育の一層の充実に努めていきます。
- 特別支援学校では、小学部における職場見学、中学部における就労の準備体験、高等部における現場実習を通じて地域の福祉施設や企業等とより一層の連携を図っていきます。また、就労支援に専門的に取り組む「就労アドバイザー」を配置し、関係機関との連携を深めながら、実習先の拡大や就職先への定着支援を効果的に進める就労支援体制を構築することで、更なるキャリア教育の推進を目指します。

(以上 教育委員会)

(キャリア教育の充実)

- 県は、市町村と連携し、小学校や中学校などにおいて、地域や家庭との連携を深め、各学校のキャリア教育年間指導計画に基づき、キャリア教育の充実を図ります。
(教育委員会)
- 県は、技能尊重の気運を醸成し、児童や生徒に技能者への憧れ・モノづくりへの関心を深めることを目的に、技能五輪メダリスト等を学校へ派遣し、体験・実演・講話を実施します。
(労働局)
- 県は、モノづくり産業を支える科学技術人材を育成するため、幼児から高校生までを対象とした科学技術普及啓発イベントや科学技術分野の出前講座を開催するとともに、将来を担う優れた若手研究者を顕彰する取組を行います。
(経済産業局)

基本施策1 キャリア教育の推進

◇目標

項目名	現況	目標
キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	74.0% (2018年度)	100%

キャリア教育に関する新たな取組 「キャリア・パスポート」について



キャプテン・アイリス
(愛知のキャリア教育マスコットキャラクター)

1 キャリアパスポートとは

2016年12月の中央教育審議会答申において提案されて以来、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材として検討が進められ、2020年4月から全ての小学校、中学校、高等学校で実施する「キャリアパスポート」について、新学習指導要領を踏まえ、下記のように目的と定義が整理されました。

◇ キャリアパスポートの目的

小学校から高等学校を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見通し、振り返り、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐもの。

◇ キャリアパスポートの定義

キャリアパスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（キャリア教育の記録）のことである。

2 取り組み方

キャリアパスポートの取り組み方として求められているのは、日常のワークシートや日記、作文などをそのまま蓄積することではありません。これらを基礎資料として、児童生徒自らが「キャリアパスポート」を作成することにより、学年もしくは入学から卒業までの中・長期的な振り返りと、将来への展望や見通しができることを目指しています。

基本施策 2 就労支援

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、職場体験や合同企業説明会を実施し、新規学卒者等の就労機会を提供するとともに、多様な就労支援窓口を開設し、各種相談にきめ細やかに対応しました。

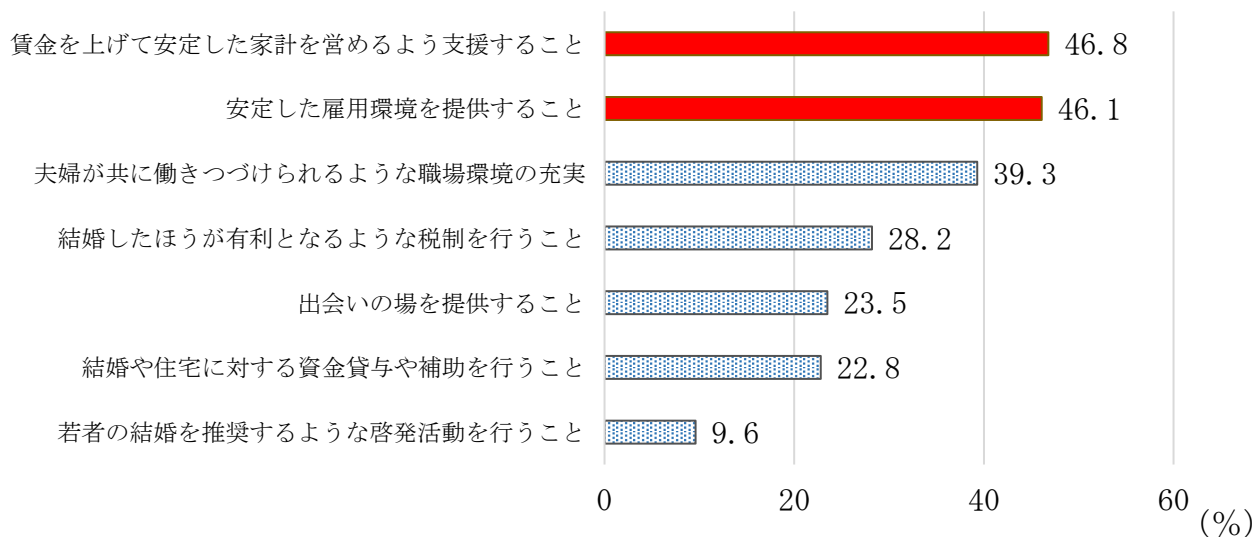
また、県立高等学校において、地域・社会や産業界と連携・協働し、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進しました。

◇現状と課題

2018 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、県民が結婚を支援する施策として重要だと感じることで、「賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援すること」が最多で、「安定した雇用環境を提供すること」が 2 番目に挙げられています。

若者の安定した就労の確保が少子化対策の重要な対策の一つと考えられます。

図表 3-2-1 結婚を支援する施策

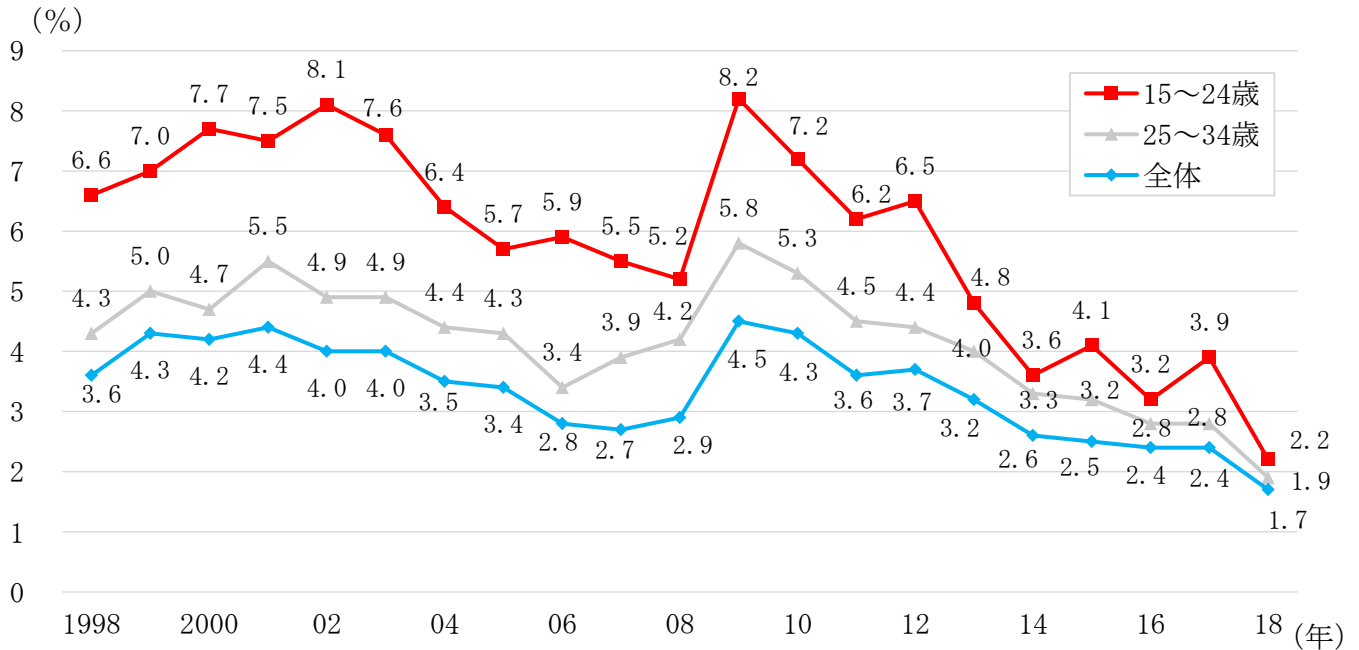


資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2018 年）

基本施策2 就労支援

本県の若者を取り巻く雇用環境は、近年の景気の回復とともに改善しており、若年（15歳から34歳）の失業率はリーマンショック（2008年9月15日発生）前の水準を下回っています。

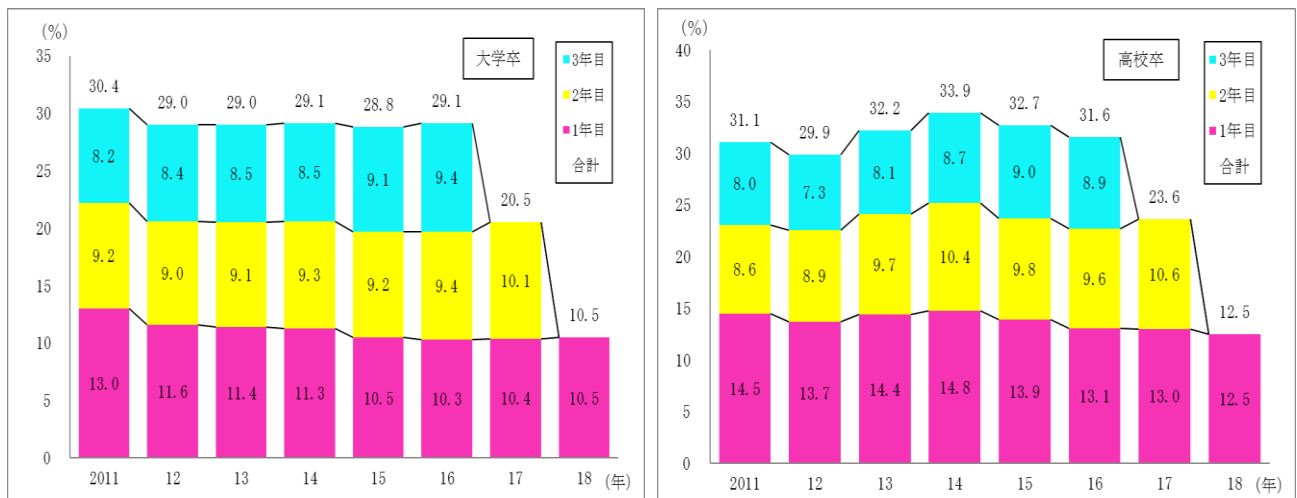
図表3-2-2 若者の失業率の推移（愛知県）



資料：総務省「労働力調査」

一方で、雇用のミスマッチ等により、就職しても3年以内に仕事を辞める早期離職者もあり、新規学卒者（大学卒）の3年以内の早期離職率は約3割で推移しています。

図表3-2-3 新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移（愛知県）

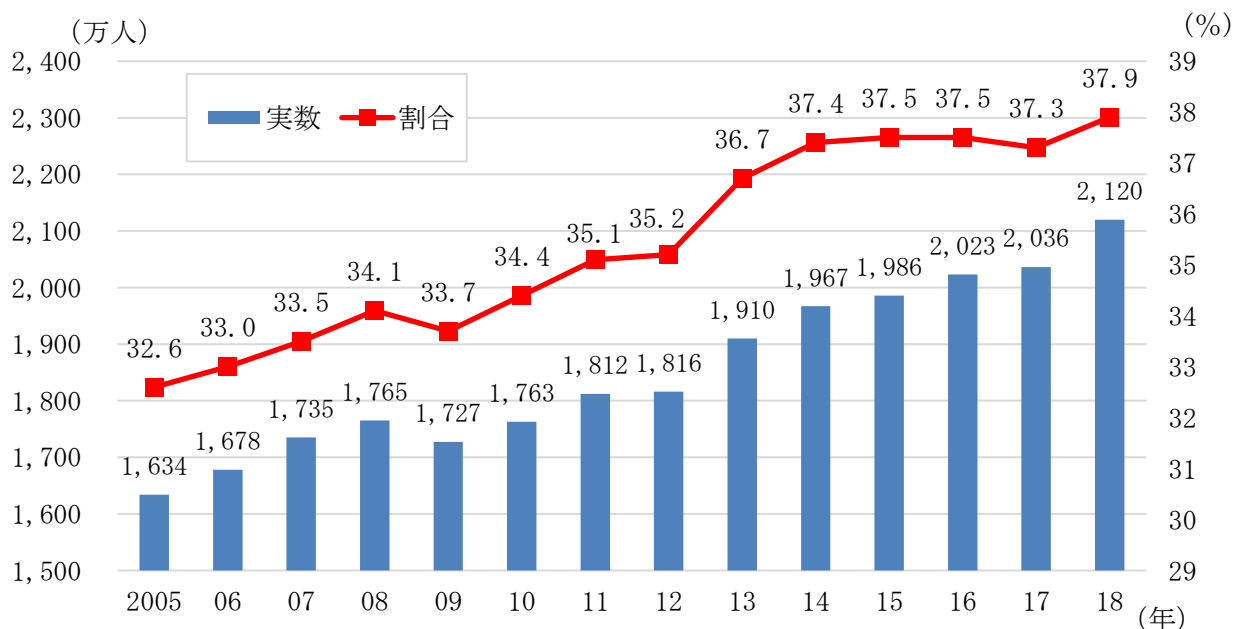


資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

基本施策2 就労支援

また、非正規雇用者の割合は、全国数値で見ると緩やかに上昇しており、特に、正規雇用として働く機会がなく、やむを得ず非正規雇用で働いている者（不本意非正規労働者）の割合は、結婚や子育て世代となる25～34歳で最も高くなっています。

図表3-2-4 非正規の職員・従業員の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

図表3-2-5 不本意非正規労働者の状況（全国）

	人数	割合
全体	255 万人	12.8%
15～24 歳	19 万人	7.3%
25～34 歳	47 万人	19.0%
35～44 歳	50 万人	14.1%
45～54 歳	53 万人	13.1%
55～64 歳	57 万人	14.1%
65 歳以上	29 万人	8.7%

資料：総務省「労働力調査」（2018年平均）

社会・経済環境が変化する中で、雇用慣行が変化し、非正規雇用で働く人も増えていきます。

若者世代が結婚や子育てをしていくためには、それを支えるだけの経済的基盤を有することが重要です。そのためには、正規雇用に向けたきめ細かな支援により、職業的自立や職場定着を促進する必要があります。

取組の方向性

若者の職業観・勤労観を育み、それぞれの若者に合った就職支援を行うことにより、安定した雇用や職場定着を促進します。

職業的自立を図るため、企業実習を組み合わせた職業訓練を実施します。

◇今後の取組

(職業観・勤労観の醸成、就職機会の拡大)

- 中学校や高等学校では、産業界や労働界等と連携して、モノづくり教育を含めたキャリア教育を推進し、職業観や勤労観を育みます。高等学校では、生徒の希望にかなう就職先を開拓するなど、生徒の就職支援に努めます。(労働局、教育委員会)
- 県は、産業人材育成ポータルサイト「ひと育ナビ・あいち」*₁でインターンシップの情報や表彰・認定を受けた中小企業等の情報を紹介します。
- 県は、就職機会の拡大を図るため、合同企業説明会を開催するほか、若者の就職に関するワンストップサービス施設「ヤング・ジョブ・あいち」*₂において、国(愛知新卒応援ハローワーク*₃、愛知わかものハローワーク*₄)と連携して新規学卒者等の就職を支援します。(以上 労働局)

(多様な就労支援窓口の開設)

- 県は、あいち若者職業支援センター*₅において、キャリアコンサルタントや臨床心理士等による就職相談等を行います。
- 県は、地域若者サポートステーション*₆等と連携してニート等の若者の就労移行の支援を行います。(以上 労働局)

*1 ひと育ナビ・あいち

産業を支える人材育成情報を一元化したポータルサイトで、職業訓練・研修等を始めとした人材育成情報、教育機関のインターンシップ等の受入れ先やキャリア教育の代表的・モデル的事例、表彰・認定を受けた中小企業などを掲載。

*2 ヤング・ジョブ・あいち

愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設で、*3から*5までの施設を利用できる。

*3 愛知新卒応援ハローワーク

大学生(大学・大学院・短大・専修学校)卒業予定者及び既卒の方(卒業後おおむね3年以内)を対象に、学卒ジョブサポーターとの職業相談、各種面接会、求人情報の提供等を行う施設。

*4 愛知わかものハローワーク

正規雇用を目指す若者を専門的に支援する施設。

*5 あいち若者職業支援センター

若者本人及びその家族を対象とした、臨床心理士等による就職相談や、職業訓練の紹介、各種セミナー等を開催し、若者の就職を支援する施設。

*6 地域若者サポートステーション

働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい働き出す力を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関。

基本施策２ 就労支援

- 県は、定時制高校の生徒等の就労支援のため、就労アドバイザーを活用するなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行います。（教育委員会）

（若者の職業的自立に向けた支援）

- 県は、新卒者だけでなく、離転職者、学校中退者等の若年未就職者に対し、職業に必要な基礎的な知識・技能を習得させるための職業訓練を、高等技術専門校で実施します。
- 県は、高等技術専門校で、企業実習を組み合わせた訓練（「日本版デュアルシステム」*₇訓練等）を実施します。（以上 労働局）
- 県は、「あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」*₈を設置し、地域における「市町村プラットフォーム」*₉と連携して、官民が一体となって就職氷河期世代の安定的な雇用に向けた支援を行います。（労働局、福祉局）

◇目標

項目名	現況	目標
ヤング・ジョブ・あいち利用者の就職者数	6,680人 (2018年度)	6,748人

* 7 日本版デュアルシステム

教育機関における座学と企業における実習を組み合わせた職業訓練。

* 8 あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

バブル経済崩壊後の厳しい経済状況と、学卒期が重なったことにより、不安定な就労を余儀なくされている方や長期無業状態にある方等の就職・正社員化の実現に向けた取組を推進する組織であり、県や愛知労働局等の行政機関のほか、経済団体、労働団体等で構成。

* 9 市町村プラットフォーム

福祉と就職を切れ目なくつなぎ、社会参加に向けた支援を必要とする方等の就職、社会参加を実現するため、市及び県福祉相談センターに設置するもの。構成員の例として、自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり家族会等がある。

ひと育ナビ・あいちについて

愛知県内の『産業を支える人材育成情報の一元化』を目指し
「県、国、商工会議所等の職業訓練・研修等の情報」
「学校、中小企業等が行うキャリア教育活動の情報」
「職業観醸成に役立つ魅力ある中小企業の情報」
を集約したポータルサイトです。

また、Facebook、Twitter 及び Instagram を活用して情報を随時発信するほか、スマートフォンからのアクセスを意識するなど、誰もが使いやすいデザインとしています。



☆主なコンテンツ

- 職業訓練・研修等の情報
- キャリア教育活動の情報
- 魅力ある中小企業の情報
- 特集コンテンツ

URL <http://www.aichi-hito.jp/>

ヤング・ジョブ・あいちについて

ヤング・ジョブ・あちは、愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設です。

職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等の就業関連サービスをワンストップで提供しています。

☆住所

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目 14 番 25 号
ヤマイチビル 9 階

☆利用時間

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

☆対象者

大学・短大・専修学校等の学生及び若者

☆問合せ先

TEL 052-232-2351

FAX 052-232-5606

URL <https://www.pref.aichi.jp/yja/>



基本施策3 思春期保健対策の充実

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、性や自殺を始めとした心の健康問題や薬物乱用防止など、健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図るための研修会等を実施しました。

また、愛知県薬物乱用防止対策推進本部を中心に関係機関と連携を図るとともに、薬物相談窓口事業、啓発事業等を実施し、総合的かつ効果的に青少年による薬物乱用の防止を推進しました。

◇現状と課題

近年、性情報の氾濫や性の商品化、性的成熟の低年齢化傾向など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。また、危険ドラッグや大麻を始めとする違法薬物の青少年への広がりや、10代の自殺なども社会的な問題となっています。

本県の10代の人工妊娠中絶者数は、減少傾向にあるものの、2018年には730人が人工妊娠中絶を行っており、10代の予期せぬ妊娠^{*1}を更に減少させるためには、正しい性教育が必要です。

また、予期せぬ妊娠をした場合であっても、早期の受診や支援につながる相談支援を実施していくことが重要です。

その一方で、10代後半で既に性感染症にかかっている人もいることから、性感染症のまん延防止のためには、若年層に対する性感染症についての正しい知識の普及と判断力を身につけるための啓発が必要です。

薬物に関しては、危険ドラッグの規制強化により販売店舗が大きく減少した一方、特に大麻は、近年、検挙者数が増加しており、10代の検挙者もみられるなど、若年層への乱用拡大が懸念されています。インターネットやスマートフォンの普及により違法薬物の販売方法が潜在化・巧妙化するとともに、害や依存性がないというような違法薬物に関する誤った情報が拡散するなど、新たな課題も生じています。そのため、若年層に対しても、その有害性を具体的に教示し、正しく理解させる必要があります。

また、友人等からの誘いが薬物乱用のきっかけになる事例も多いことから、誘われたときの具体的な対処方法を身につけさせることも大切です。

本県の20歳未満の死因をみると自殺が最も多く、警察庁の統計によれば、過去5年間の年間死亡者数は35人から38人とほぼ横ばいで推移しています。自殺の原因・動機は、家庭問題や学校問題等、様々な要因が複雑に絡み合っているとされていますが、子どもが困ったときに、周りの大人に安心してSOSが出せるよう子どもへの教育を実施するとともに、子どものSOSに適切に対応できる教員や地域の相談支援者の育成が必要です。

*1 予期せぬ妊娠

子どもを生み育てる用意が十分にできていない状況での妊娠。

取組の方向性

性を始めとする知識の普及や適切な相談支援を行うことで、思春期の心身の健康づくりに努めます。

また、心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図ります。

◇今後の取組

(思春期の健康に関する教育・支援)

- 県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、性に関する正しい知識の普及に努めます。また、予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じる愛知県女性健康支援センターや県保健所を始めとした相談窓口の周知に努めるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。
- 県は、関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、喫煙防止等の教育を推進するとともに、受動喫煙の防止を推進します。
- 県は、自殺予防のため、県内の大学生を対象とした出前講座や大学教職員を対象とした研修を実施します。 (以上 保健医療局)
- 県は、中学校、高等学校や特別支援学校の教員を対象に自殺予防教育の研修会を開催し、自殺予防教育の重要性を周知します。 (教育委員会)
- 県は、子どもやその保護者に対し、困ったときの対処方法や大人に相談することの大切さを記載したリーフレットを作成、配付し、自殺予防教育の指導資料とします。 (保健医療局、教育委員会)

(薬物問題への対応)

- 県は、「愛知県薬物乱用防止対策推進本部」を中心に関係機関と連携を図るとともに、薬物相談窓口事業、啓発事業等を実施し、青少年による薬物乱用の根絶を目指します。 (保健医療局)
- 県は、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員を対象に薬物乱用防止教育の研修会を開催し、薬物乱用防止教育の重要性を周知します。 (教育委員会)
- 県は、小学校、中学校及び高等学校からの要請に応じて「薬物乱用防止教室」を開催し、大麻を始めとする薬物の有害性、危険性に関する広報啓発を推進します。 (警察本部)

◇目標

項目名	現況	目標
学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40 市町 (2018 年度)	全市町村 (54 市町村)

「自殺予防啓発資料」について

中学生及び高校生用リーフレットを配付し、SOSの出し方、SOSの受け止め方教育を中心とした自殺予防教育を実施しています。

保護者用リーフレットでは、「知る」「気づく」「防ぐ」とし、10代の自殺の現状、心身のサインなどを示しています。その他のリーフレットや資料については、教育委員会保健体育課のWEB上に掲載してあります。保護者用リーフレットについては、英語、スペイン語、ポルトガル語があります。

保護者用



大人みんなが子どもの命のサポーター

かけがえのない命を大切に、その命を守るためにできること

知る

- * **誰でも心が苦しいときがある**
 - 子どもにも命の危機があります。(15歳から19歳までの死因の第1位は自殺です*1)
 - 子どもは心の苦しみを同世代の友人に打ち明けることが多いです。
- * **子どもの命の危機を乗り越えるために、大人にできることがある**
 - 子どものサインに気づき、命の危機を防ぎましょう。
 - 友人に相談されたとき、どうすればよいか、子どもに伝えましょう。

気づく

心のサイン

イライラしている
好きなことに興味がなくなる
死にたいと言う
妙に明るい
笑わない 等

行動のサイン

朝起きられない なげやりになる
過食や拒食 自傷行為
ふらっと家を出る 急な欠席
飲酒 喫煙 等

身体のサイン

疲れやすい 食欲がない
眠れない 不調が続く 等

防ぐ

- * **「普段の会話」をたくさんする**
『いつもと違う』と感じるために、『いつもどおり』を知ってください。変化を感じたら『今日はどうしたの?』『いつも聞くよ』という姿勢を見せましょう。
- * **いろいろな人に相談しよう**
まずは自分の心を落ち着けて、学校や相談窓口で相談をし、解決に向けた方法を一緒に考えましょう。
- * **子どもが抱える「つらさ」に寄り添う**
子どもが打ち明けてくれたら、「つらかったね」「話してくれてありがとう」と受け止めましょう。否定や軽視はしないでください。





愛知県 教育委員会

基本施策 4 結婚支援

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、企業と連携した結婚支援を推進するため、企業結婚応援フォーラムや出張相談会などを実施するとともに、企業を対象として結婚支援に関する調査を 2015 年度と 2017 年度に行いました。

また、県が運営する出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」を活用し、婚活イベントなどの情報提供を一元的に行うことで、出会いの機会を創出しました。

◇現状と課題

少子化の要因の一つとして「未婚化・晩婚化」が指摘されています。

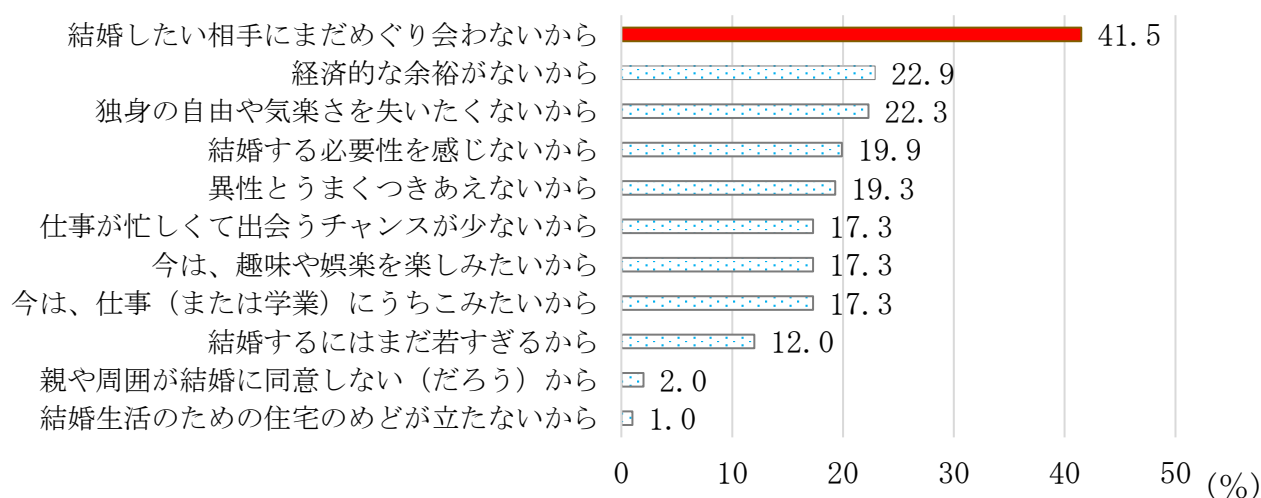
愛知県の未婚率は 30～34 歳の男性が 46.3%、30～34 歳の女性が 29.9%（2015 年）と、男女共に年々上昇しています。また、平均初婚年齢も男性が 30.9 歳、女性が 28.9 歳（2018 年）と長期的に上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。

2018 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、独身者の 82.8%が「いずれ結婚する意思がある」と回答していますが、5 年前の 87.6%からは減少しています。

独身にとどまっている理由をみると、「結婚したい相手にまだめぐり会わないから」という理由が最も多く、出会いの機会が少なく、又は出会ったとしても、結婚まで結びつかない状況がうかがえます。

かつては、ある年齢になると職場や親戚からの紹介により、出会いの機会が多くありましたが、時代の変化により、家庭、地域、職場の果たしてきた役割が変化してきており、社会全体で結婚をサポートする取組が求められています。

図表 3-4-1 独身にとどまっている理由



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2018 年）

基本施策 4 結婚支援

取組の方向性

希望する人が結婚できるよう、企業等と連携し出会いの機会や情報の提供を行います。

◇今後の取組

(出会いの場の提供)

- 県は、婚活パーティーや料理講座などの婚活イベントを開催し、結婚を希望する人に出会いの機会を提供するよう市町村に働きかけます。
- 県は、企業や市町村等の団体と連携して、県全体で出会いの機会を創出するための仕組みづくりに取り組みます。
- 県は、企業等の団体と連携した「あいち結婚サポート事業」を実施することで、結婚支援に取り組むとともに、本事業が活性化するよう、出会い応援団やプラチナ出会い応援団、婚活協力団体の登録数の増加に努めます。(以上 福祉局)

(出会いから結婚までの継続的かつ総合的支援)

- 県は、「あいこんナビ」を活用し、市町村や非営利団体等が主催するイベント情報を掲載して、一元的な情報提供を行います。
- 県は、企業や県民を対象に、企業や地域で取り組む結婚支援の必要性について理解を深めるためのセミナーを実施するなど、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ります。(以上 福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
出会いの場を提供するイベント実施数	1,133回 (2018年度)	1,500回

愛知県の取組①「あいち結婚サポート事業」

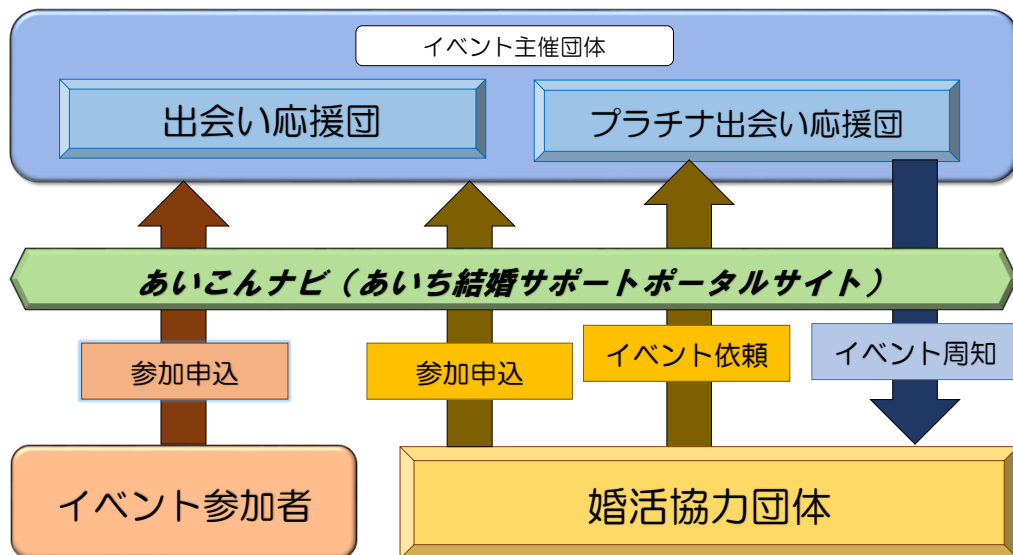
婚活イベントを企画する団体を「出会い応援団」又は「プラチナ出会い応援団」、従業員の結婚支援に積極的な団体を「婚活協力団体」として募集するなど、企業等の団体と連携した結婚支援に取り組んでいます。

○ 出会い応援団・プラチナ出会い応援団

県内に活動拠点を有する法人・団体等で、結婚を希望する男女に対して婚活イベントやセミナー等を企画・実施するものとして県に登録された団体

○ 婚活協力団体

県内に事業所を置く企業等で、従業員の結婚支援に積極的な企業として県に登録された団体



愛知県の取組②出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」の運営

あいこんナビは、結婚を希望する方を支援するため、市町村や民間非営利団体等が実施するイベント情報などを提供する県のポータルサイトです。

☆主なコンテンツ

- 婚活イベントの検索
- 婚活セミナー・各種講座案内
- 婚活イベント体験レポート
- 婚活いろは たしなみ講座



<URL>

<https://www.aiconnavi.jp/>

市町村の取組例①「豊川市結婚支援事業」

豊川市は、「豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、安心して出産し、子どもが健やかに育つための支援策として、2017年度から結婚支援事業を実施しています。

豊川市の結婚支援事業は、個別結婚相談会、結婚支援セミナー、結婚支援イベントの3段階を主な取組とし、これらに関連付けて行うことにより、効果的な事業の推進を図っています。

①個別結婚相談会

結婚に関する様々な悩みについて独身男女やその親の個別相談に応じ、不安の解消と前向きな結婚への取組を促します。

②結婚支援セミナー

独身男女が結婚活動におけるマナーや服装などを学び、自信をつけてもらうイベントへの準備を支援します。

③結婚支援イベント

独身男女が交流する場としてパーティー形式のイベントを開催し、出会いの場を提供します。

④情報提供

あらかじめ登録した人に、豊川市の結婚支援事業の情報をメール配信し、情報訴求力の向上と事業の効果的な実施を図ります。

⑤民間団体等が開催する結婚支援イベントへの支援

市内の団体等が行う出会いの場を創出するイベントやきっかけづくりを行うイベントなどに対し、経費の一部を支援する制度を設け、民間レベルでの取組を後押しします。

市町村の取組例②「東海市結婚応援センター」

東海市は、2011年4月から、名鉄太田川駅東のソラト太田川3階の子育て総合支援センター内に、未婚者支援対策を総合的に推進する「結婚応援センター」を開設しています。

同センターでは独身の方の結婚活動を支援する環境づくりに取り組み、結婚につながる第一歩として、主に出会いの場の提供を行っています。

①結婚活動に関する相談

結婚活動に関する相談を本人や家族から受け付けます。

②イベント等による出会いの場の創出

出会いを求める独身者を対象に出会いのイベントやパーティー及び各種の交流会等の出会いの場を創出します。

③結婚活動に関する講座の開催

本人(独身者)を対象とした「自分磨き」・「婚活力の向上」等の講座を開催します。

④結婚活動に関する情報発信

東海市結婚応援センターメールマガジン及びホームページの運営を中心に結婚活動に関する情報を発信します。

⑤結婚祝い金支給

東海市結婚応援センターが開催した出会いの場創出事業等がきっかけで結婚し、東海市民となり生活する場合に、結婚祝い金を支給します。

⑥結婚応援サポーター

結婚を希望している独身の方の結婚活動を様々な方法で応援する団体や企業、個人の方です。出会いの場のイベントの開催や、企業・団体内へのイベント情報の発信などをします。

Ⅱ 希望する人が子どもを持てる基盤づくり



基本施策5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、NICU（新生児集中治療管理室）の設備を整備する周産期医療施設を支援し、2015年4月時点の159床から、2019年10月時点では189床と30床増加しました。

また、愛知県立大学大学院看護学研究科博士前期課程において、高度な専門知識と実践力を備えた助産師を養成しました。

◇現状と課題

周産期（妊娠22週から出生後7日未満）の医療については、地域の医療機関、地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターなどが連携し、正常分娩からハイリスクな妊娠・出産、新生児の高度で専門的な医療まで、様々な医療を提供しています。しかし、各センターのNICUは満床に近い状況にあり、受入が困難となる場合があることから、地域特性に対応したNICUの整備を進めるなど、安心して妊娠・出産でき、必要に応じて専門的な医療を受けられるよう、引き続き環境整備を行うことが必要です。

また、市町村においては、妊婦との最初の出会いの場である妊娠届出時に、妊婦が抱えている妊娠中の健康管理や出産後の育児などの不安を把握するとともに、妊娠早期から相談ができる体制を整えています。しかし、妊娠中の不安や子育ての不安等は多岐にわたることから、適切な支援をしていくためには、医療機関や市町村等が連携をとりながら対応していくことが必要です。

一方、子どもを望みながらも不妊や不育に悩む夫婦は、治療内容に関する不安や保険適用が一部なされないなどの経済的負担を抱えており、不安を解消するため、情報提供や相談の場、経済的負担の軽減などが求められています。

取組の方向性

安心・安全に妊娠・出産できるように、周産期医療を充実させ、妊婦が抱える不安や、不妊・不育への支援を充実させます。

◇今後の取組

(安心して出産できる医療体制の確保)

- 県は、分娩取扱医療機関・助産所において、産科医等に分娩手当を支給する場合、その経費の一部を支援します。また、臨床研修修了後の後期研修において産科等を選択する医師の研修手当やNICUにおいて新生児を担当する医師の手当を助成するなど、医師の安定的な確保を図ります。
- 県は、通常分娩への体制の整備として、バースセンター（施設内助産施設）の整備や県内で不足しているNICUの整備に対し医療機関を支援します。
- 県は、女性医師の割合が高い産科等の医師確保のため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う医療機関を支援します。（以上 保健医療局）
- 県は、愛知県立大学大学院看護学研究科博士前期課程に設けたウイメンズヘルス・助産学専門分野において、看護実践の質の向上に貢献する高度な専門知識と実践力を備えた助産師を養成します。（県民文化局）

(妊娠・出産に関する不安の解消)

- 県は、愛知県女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産に対する不安などに関する相談事業を実施します。
- 県は、予期せぬ妊娠をした場合に、悩みを一人で抱え込むことがないように、愛知県女性健康支援センターや保健所を始めとした相談窓口の周知を行うとともに、必要に応じて市町村や医療機関などの関係機関と連携し、適切な支援に努めます。（以上 保健医療局）

基本施策5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

(安心して妊娠・出産するための取組)

- 県及び市町村は、若い世代に対して、年齢に伴い変化する女性の妊孕力(にんようりょく)(妊娠する力)や妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。
- 市町村は、様々な保健事業を活用して、妊娠届出書の早期の提出や妊婦健康診査の重要性を啓発します。県は、関係機関と連携して妊娠がわかった時の医療機関への早期受診等の啓発に努めます。
- 市町村は、妊娠届出時に、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期から支援します。
- 市町村は、妊娠・出産期の心身の健康づくりを推進するため、妊娠届出等の保健事業を通じて、妊婦の喫煙防止対策や飲酒防止対策等に向けた啓発を行います。
- 県は、医療機関と市町村等の連携の強化を図るため、関係機関との連携会議を開催するなどの取組を実施します。
- 県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村が実施する妊婦の心身の健康づくりが推進されるよう、市町村を支援します。

(以上 保健医療局)

(不妊治療対策の推進)

- 県及び市町村は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要した費用の一部を助成します。
- 県は、愛知県不妊・不育専門相談センター*₁において、不妊・不育に悩む夫婦の相談を受け、治療等に関する情報提供を実施していくとともに、相談事業を周知します。

(以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現況	目標
新生児集中治療管理室(NICU)の整備数	189床 (2019年10月)	増加

* 1 愛知県不妊・不育専門相談センター

愛知県が、名古屋大学医学部附属病院に委託して運営している、不妊・不育についての無料相談窓口。専門医師やカウンセラーなどの専門家が相談に応じる。

基本施策 6 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、ワーク・ライフ・バランス推進の気運醸成を図るため、あいちイクメン・イクボス^{*1}応援会議、イクボス養成講座、街頭啓発活動、愛知県ファミリー・フレンドリー企業の表彰等を行いました。

◇現状と課題

「働き方改革関連法」が 2018 年 7 月 6 日に公布され、2019 年 4 月から一部の法律が施行されました。この法律は、働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらずの公正な待遇の確保のための措置等を講ずるものです。

例えば、2019 年 4 月から、事業主は年 10 日以上の子供有給休暇が付与される労働者に対して、正規雇用や非正規雇用などの雇用形態にかかわらず、必ず年 5 日取得させる義務が課せられています。

また、大企業には 2019 年 4 月から、時間外労働に罰則付きの上限規制が導入されました（中小企業は 2020 年 4 月から導入）。時間外労働の上限規制とは、時間外労働の上限を原則月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的又は特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む）とするものです。

他にも、大企業には 2020 年 4 月、中小企業には 2021 年 4 月から、正規雇用と非正規雇用との間の不合理な待遇差が禁止され、非正規雇用から待遇差の内容・理由等の説明を求められた場合、事業主にはそれらを説明する義務が課されるなど、様々な働くルールが変わっています。

2018 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、育児休業を取得しなかった理由について、男性は、「自分の仕事に忙しく、同僚に迷惑がかかる」が 33.0%と最多となっています。

また、2017 年度の県政世論調査では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のうち何を優先するかについて、『仕事』と『家庭生活』を共に優先したい」と答えた人の割合が 32.3%と最も高くなりましたが、一方で、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のうち何を優先するかについて、現実として、『仕事』を優先している」と答えた人の割合が 36.5%と最も高くなりました。

男女が共に子育てしながら働き続けられるようにしていくためには、長時間労働の改善や育児等との両立など、働き方改革とワーク・ライフ・バランスの更なる推進が不可欠であり、働く本人はもとより、企業や県民の意識・行動を変えていく取組が求められます。

*1 イクボス

職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司。
(経営者・管理職)

取組の方向性

企業の働き方改革の取組が適切に実施されるよう、働き方改革の必要性を広く啓発するとともに、企業の働き方改革の取組を支援します。

子育てしながら働き続けられる職場環境を整備するため、経営者や職場の「ワーク・ライフ・バランス」や「イクメン」への理解を促進するとともに、社会的機運の醸成を図る取組を進めます。

◇今後の取組

(働き方改革の推進に向けた取組の実施)

- 働き方改革の必要性を広く啓発するため、経済団体、労働団体等と一体となり、県内各地においてキックオフイベントを始めとした街頭啓発活動を実施するとともに、働き方改革をテーマとするサミットを開催し、働き方改革の取組の推進を訴えます。
- 県は、企業の働き方改革の取組が適切に実施されるよう、企業の積極的な取組を支援するセミナーを開催し、企業の働き方改革の推進を図ります。(以上 労働局)

(子育てしながら働き続けられる職場環境の整備に向けた取組の強化)

- 県や愛知労働局、労働団体、経済団体等を構成員とする「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」で策定した「あいち仕事と生活の調和行动計画」に基づき、働き方の見直しや子育て等との両立支援に向け、官民一体の取組を一層推進します。
- 県は、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録の普及拡大を図り、男女が共に安心して子どもを持ち、育てながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。(以上 労働局)

基本施策6 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

(ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参加促進に向けた取組の実施)

- 県は、育児や家事を積極的に行う男性(イクメン)の普及拡大を図るため、あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会の下、有識者や労働団体、経済団体、中小企業経営者等を構成員とした「あいちイクメン応援会議」を開催し、会議で出た意見の施策への反映を図るとともに、広く県民や企業に向けて、あいちイクメン・イクボス応援サイトを始めとした様々な情報の発信や、表彰等の審査を行います。
- 県は、「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組等を企業に呼びかけ、賛同する事業所を募集するとともに、愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰を行うことで、県内のワーク・ライフ・バランス推進の更なる気運醸成を図ります。
- 県は、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方であるテレワークを広く社会に普及し、導入を推進することにより、仕事と育児・介護との両立等、個人・家庭の事情を考慮して働き続けることができる職場環境の整備を図ります。
- 県は、ワーク・ライフ・バランスの推進やイクメンの普及拡大には、職場の上同等の理解が欠かせないことから、中小企業経営者や管理職等を対象に、働き方の見直しやチームワークの重要性について理解促進を図るため、イクボス養成講座等を行っていきます。(以上 労働局)
- 県は、教員の長時間労働の是正に向け、「教員の多忙化解消プラン」に基づく取組の推進を図ります。(教育委員会)

◇目標

項目名	現況	目標
ファミリー・フレンドリー企業の登録数	1,371件 (2019年9月)	増加
年次有給休暇の取得率	52% (2018年7月)	57%
男性の育児休業の取得率	4.6% (2018年7月)	7.6%

《あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会》

○構成員：有識者

労働団体 日本労働組合総連合会愛知県連合会

経済団体 愛知県商工会議所連合会、愛知県経営者協会、

愛知県中小企業団体中央会、愛知県商工会連合会

行政機関等 愛知労働局、名古屋市、愛知県、(公財)愛知県労働協会

○主な活動：ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって、「あいち仕事と生活の調和行動計画」に基づき、毎年度の取組方針を決定し、官民が連携した取組を進める。

《あいちイクメン・イクボス応援会議》

○構成員：有識者

労働団体 日本労働組合総連合会愛知県連合会

経済団体 愛知県経営者協会

企業 中小企業経営者、企業担当者

行政機関 愛知県

○主な活動：男性の仕事と育児等との両立支援に関し、会議での意見を、県の施策や取組、官民の連携協働による啓発活動に反映するとともに、専用ホームページを活用し情報発信を行う。



基本施策7 男女共同参画の推進

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催や、啓発パンフレット・リーフレットを作成・配布するとともに、中学生や高校生などが赤ちゃんと触れ合う体験機会の提供等を実施し、男女共同参画に関する理解の促進に取り組みました。

また、出産、育児等を機に離職した女性の再就職を支援するため、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」において、相談・カウンセリング等を行いました。

◇現状と課題

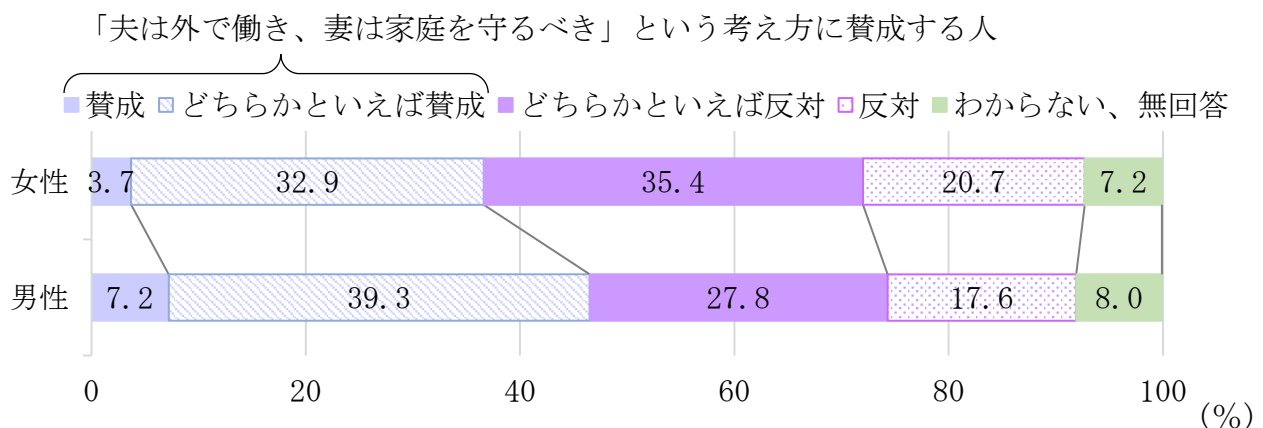
2018年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、理想の子どもの数と予定の子どもの数との差が0.38人となっており、予定の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由として、育児への負担感や仕事への影響などが挙げられています。

また、国が実施した「社会生活基本調査」（2016年）によれば、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間は、1日当たり僅か83分にとどまる状況にあります。その要因としては、男性の長時間労働が一因として考えられるものの、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識も影響していると考えられ、こうした意識の解消に向けた取組も求められます。

一方、本県の女性の就労状況を見ると、出産・子育て期に離職し、育児が一段落した後働き出すために生じるM字カーブの谷が全国平均に比べやや深い状況にあります。

出産や子育てを経ても、働き続けることができる環境を整備することはもちろん、一度離職した女性が、再び自分の能力や経験等を生かして仕事に就くことができるよう支援していくことが求められています。

図表3-7-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方



資料：愛知県県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2019年）

基本施策7 男女共同参画の推進

取組の方向性

学齢期から、性別役割分担意識を解消する取組を進めます。
子育てに関する情報を発信し、家事・育児への参加を促進します。
子育て等で離職した女性の再就職を支援します。

◇今後の取組

(男女共同参画に関する広報・啓発の推進)

- 県は、男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画セミナーの開催や啓発資料の作成、配布などを実施します。(県民文化局)
- 県は、授業等の機会を利用して、高校生に対し、男女共同参画啓発リーフレット「ともに支えともに輝く男女共同参画社会～意識が変われば未来が変わる～」等を用いて、性別役割分担意識の解消を推進します。(教育委員会)
- 県は、「ハッピーに暮らすためのおうちのお仕事シェアNOTE」の配布を始め、家事や育児の分担について家族の相互理解を促します。(福祉局)

(男性の家事・育児参加の促進)

- 県は、父親の子育てへの参加意識を高めるため、妊娠・出産・育児において父親に望まれるサポートについての知識や赤ちゃんとの接し方のコツ、困ったときのQ&Aなどを紹介する「子育てハンドブック お父さんダイスキ」をインターネット上で配信します。
- 県は、家事や育児について家族の相互理解を促すための啓発・イベントなどを実施することにより、男性の育児参加を促進します。(以上 福祉局)

(女性の再就職の支援)

- 県は、「あいち子育て女性再就職サポートセンター」で、専門職員による相談・カウンセリングや、再就職への不安や悩みについて参加者同士で話し合うワークショップ、職場実習などを実施し、職業紹介機関等と連携しながら出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援します。(労働局)

◇目標

項目名	現況	目標
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	83分 (2016年10月)	100分 (2020年度) ※
男性の働き方の見直しを促進する事業を実施している市町村の数	18市町村 (2018年度)	全市町村 (54市町村)

※あいち男女共同参画プラン2020と目標年次を合わせています。

Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援



基本施策 8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談にワンストップで対応し、切れ目ない支援を提供することにより、安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置を推進するとともに、母子保健対策の充実や子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業*₁、地域子育て支援拠点事業*₂、乳児家庭全戸訪問事業*₃などに取り組みました。

また、子育てネットワーカー*₄を養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援してきたことで、子育てネットワーカーを活用する市町村数を増やしました。

その他、幼稚園や保育所、学校等で、保護者の学ぶ機会として、県が作成した『親の学び』学習プログラム』を活用した家庭教育研修会を実施しました。

◇現状と課題

2018年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、「困ったときや不安なときに相談できる人がいない」と回答した人は、「子育てに喜びを感じる機会が少ない」と回答した割合が高く、自宅で子育てを行う家庭の孤立を防ぐことが重要となっています。

* 1 利用者支援事業

子ども及びその保護者や妊娠している人などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業。

* 2 地域子育て支援拠点事業

子ども及びその保護者が相互に交流できる施設において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

* 3 乳児家庭全戸訪問事業

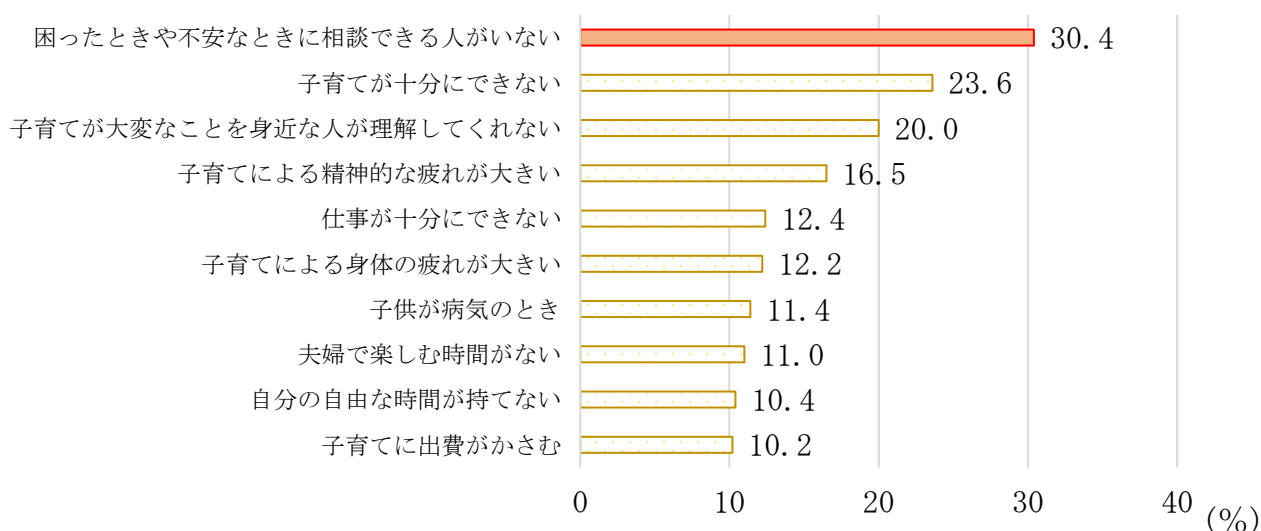
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

* 4 子育てネットワーカー

各地区において、乳幼児から中学生の子どもを持つ親の家庭教育や子育てについての相談に気軽に応じるなど、子育てグループのリーダーとして活動する。

基本施策 8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

図表 3-8-1 子育ての負担な点別 子育ての喜びを感じる時の方が少ない人の割合



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2018年）

自宅で子育てを行う家庭に対する支援は、子育て支援センターやつどいの広場などの地域子育て支援拠点への来所者向けのサービスが中心でしたが、どのような支援サービスがあるのか知られていない、支援を必要とする家庭の情報を関係支援機関相互で共有する体制づくりがなかなか進まない、多胎育児家庭では外出が困難なためサービスを利用しづらいなどの課題が指摘されています。

このような課題を解決し、孤立感、不安感を解消するには、自分で子育て支援施設へ来所できない保護者への働きかけや、子育て支援サービス相互の連携強化、要支援家庭に関する情報の共有化、個々の家庭に対する支援情報の提供、相談体制の強化など切れ目ない支援を実施していくことが必要です。

また、国が実施した「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」によれば、多胎児は単胎児に比べて低出生体重児の割合が高く（単胎児 8.17%、多胎児 71.65%）、低出生体重児特有の支援が必要となる場合があり、同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う、身体的、精神的負担や経済的な問題、社会からの孤立など、多胎児ならではの困難さに直面する保護者も少なくありません。このため、妊娠・出産期から子育て期にわたり、養育支援訪問事業^{*5}やボランティアによる訪問型子育て支援事業などの継続的な支援を行うことにより、多胎妊娠の母児における医療的リスクの軽減、母親の身体的、精神的負担の軽減、多胎児ならではの育児負担の軽減などに向けた支援に取り組む必要があります。

*5 養育支援訪問事業

養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

取組の方向性

必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て世代包括支援センターの取組や子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援の充実など、個々の家庭に寄り添った支援を実施します。

◇今後の取組

(地域における子育て支援機能の拡充)

- 県は、妊婦や子育て家庭が身近な場所で相談でき、個別のニーズに応じて適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう、市町村の利用者支援事業の充実を支援します。
- 県は、国のニッポン一億総活躍プランを踏まえ、子育て世代包括支援センターの市町村における設置推進及び充実強化のための研修会などを実施します。市町村は、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行います。

(以上 福祉局、保健医療局)
- 県は、市町村が母子健康手帳の交付時や乳児家庭を訪問する際に、個々の家庭に必要な支援の提供ができるよう、研修の実施や関係機関との連携会議を開催し、市町村を支援します。

(保健医療局)
- 県は、気軽に親子で集え、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスを提供できるよう、地域における子育て支援拠点の数の充実と質の向上を支援します。

(福祉局)
- 県は、地域における子育てを支援する子育てネットワークを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、必要に応じて保育所や学校等と連携を図ります。

(教育委員会)
- 県は、市町村が行う子育て支援を含む「AIを活用した総合案内サービス」の共同利用を通じて、子育て家庭の利便性の向上を図ります。
- 県は、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を行うため、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちはぐみんネット」の内容の充実や、利便性の向上を図ります。

(以上 福祉局)

基本施策 8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

(訪問支援の充実)

- 全ての市町村において、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施するとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の実施体制が充実されるよう、県は、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、事例検討や研修等により働きかけます。
- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努めます。
(以上 保健医療局)
- 県は、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行う「ホームスタート*₆」の仕組みを県内に広げることで、地域の子育て支援力の向上を目指します。
(福祉局)

(多胎育児家庭への支援)

- 県は、市町村において多胎妊婦や多胎育児家庭への相談支援等が充実されるよう、研修や会議等を活用して働きかけます。
(福祉局、保健医療局)
- 県は、多胎育児家庭の育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる、一時預かり事業が実施されるよう、市町村に働きかけます。
(福祉局)

(子育て家庭の親に対する学習機会の提供)

- 県は、幼稚園や保育所、学校等が家庭教育研修会を実施する場合、講師を派遣し、県で作成した『親の学び』学習プログラムを活用して、親としての学びと育ちを支援します。
(教育委員会)

◇目標

項目名	現況	目標
子育て世代包括支援センターを設置している市町村の数	42 市町 (2019 年 10 月)	全市町村 (54 市町村)
養育支援訪問事業を実施している市町村の数	46 市町村 (2018 年度)	全市町村 (54 市町村)
家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を実施する団体数	1 団体 (2019 年 4 月)	11 団体

* 6 ホームスタート

1 人でも未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」。

一宮市の取組「保健師による妊娠32週家庭訪問事業」

一宮市では、地区担当の保健師が妊婦の家庭に訪問する妊娠32週訪問事業に取り組んでいます。

最近では、働く妊婦も増えており、産前休暇に入る頃に、体調や出産に向けて気がかりなことや赤ちゃんとの生活などについて、保健師が家庭訪問し、安心して出産を迎えてもらうとともに、出産後の支援につなげています。

この家庭訪問については、母子健康手帳交付時などに案内をしています。これにより、担当保健師との顔の見える関係づくりができ、妊婦の不安軽減につながっています。

東海市の取組「産前・産後サポート事業」

東海市では、お母さん同士の交流や気軽な育児相談の機会として「産前・産後サポート事業」に取り組んでいます。

核家族が多く、身近に相談相手がいない、育児に不安がある、結婚による転入で近くに友人がいないなどの状況があることから、デイサービス型の「ベビーサロン」とお母さんの気持ちにじっくりと寄り添うアウトリーチ型の「子育てサポーター訪問」の2事業を実施しています。

参加者からは、「いろいろな疑問について知ることができよかった」、「同じような状況の方と話ができ、自分だけが大変ではないと共感でき、気分が楽になった」、「子育てサポーターとお話しができる時間を心待ちにしている」などの感想があり、お母さん方の孤立予防や不安解消に役立っています。



基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、待機児童の解消に向け、市町村と計画的な保育所等の整備に取り組むとともに、保育の受け皿を支える保育士等の人材を確保するため、処遇改善や就労環境の改善に取り組みました。

また、2019年に市町村と待機児童対策協議会*₁を立ち上げ、広域利用の調整などを進めることにより、待機児童解消を加速化させるとともに、現任保育士研修やキャリアアップ研修などを実施し、保育人材の資質の向上にも取り組みました。

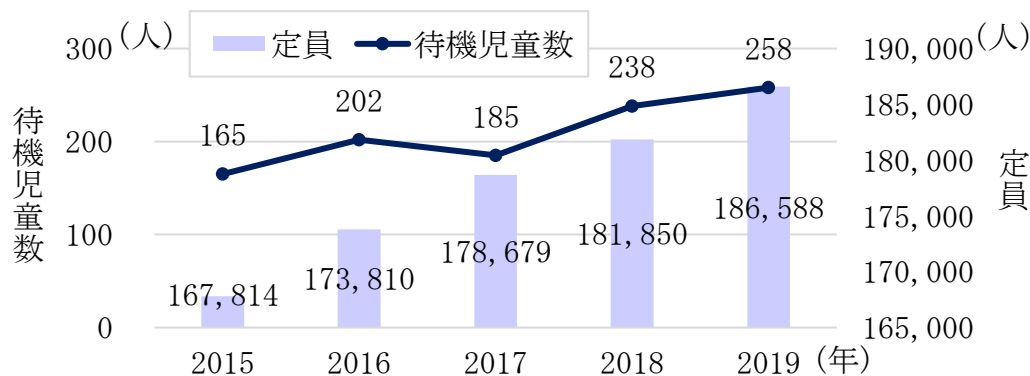
◇現状と課題

県内の保育所等は、2019年4月現在、1,804箇所、定員186,588人で、過去4年間で定員を18,774人分増やしているにもかかわらず、保育所等へ入所を希望する児童が増え続けていることから、待機児童の解消には至っていません。

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことを踏まえ、今後の利用見込数を適切に把握し、計画的な保育所等の整備と保育人材の確保に取り組んでいく必要があります。

また、保育人材の量的な確保とともに、保育士等の処遇改善や業務負担の軽減などの資質の向上や、保育事故防止のための研修に取り組む必要があります。

図表 3-9-1 待機児童数の推移（愛知県）



資料：厚生労働省「待機児童数調査」（各年4月1日時点）

注：定員は保育所、認定こども園（幼稚園型除く）及び地域型保育事業*₂の合計

* 1 待機児童対策協議会

子ども・子育て支援に関する施策について市町村の取組を支援するための協議会。

* 2 地域型保育事業

20人未満の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がある。

取組の方向性

幼児教育・保育の無償化を踏まえた教育・保育ニーズに対応できるよう、保育所等の教育・保育の場を提供し、保育士等の確保・質の向上を図ります。

◇今後の取組

(教育・保育の受け皿の拡充)

- 市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、住民ニーズを踏まえながら保育所等の計画的な整備を進めます。
- 市町村は、地域型保育事業の認可を行い、地域の様々な状況に合わせた保育の場を提供します。
- 県は、施設型給付^{*3}などの運営費を助成するとともに、市町村が行う教育・保育の受け皿拡充のための支援を行います。
- 県及び市町村は、地域型保育事業を卒園した3歳からの受け皿の役割を担う連携施設を地域型保育事業者が設定し、子どもたちが円滑に保育所等へ移行できるよう取り組みます。
- 県及び市町村は、待機児童対策協議会において、市町村の区域を超えた広域利用の調整が必要な事案等について協議をします。 (以上 福祉局)

(認定こども園の設置促進)

- 県は、地域の実情に応じて認定こども園の制度が活用されるなど、教育・保育・子育て支援の機能が総合的に提供されるよう、市町村等を支援します。
- 県は、供給過剰地域においても、認定こども園へ移行を希望する保育所や幼稚園が円滑に移行できるよう、市町村と協議の上、認定こども園の設置促進を図ります。 (以上 福祉局)

* 3 施設型給付

2015年4月から本格実施された子ども・子育て支援新制度で創設され、従来バラバラに行われていた保育所等に対する財政支援の仕組みを共通化した給付制度。

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

(保育人材の確保、資質の向上)

- 県は、保育士等の養成、処遇改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援を3つの柱として、保育人材の確保に取り組みます。
- 県は、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付など、新たに保育士資格を取得しようとする人を支援し、人材確保対策を推進します。
- 県及び市町村は、保育補助者の雇上げや、清掃や給食の配膳、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳など、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行い、保育士等の業務負担の軽減を図ります。
- 県は、良好な保育環境を確保し、保育士等の負担軽減を図るため、低年齢児の途中入所や、産休・育休明けの保護者が希望する時期に子どもを保育所等に入所させることができるよう、市町村に対し、あらかじめ保育士等を配置するための支援をします。
- 県は、保育所等が保育士等の賃金改善に積極的に取り組むことができるよう、市町村や保育関係団体等を通じて、施設型給付の処遇改善等加算などの財政的支援を受けする方法を、わかりやすく周知します。
- 県は、保育士の資格を持ちながら保育所等で就労していない潜在保育士の再就職支援を進めるため、愛知県保育士・保育所支援センター*₄での就職相談等を行うほか、再就職のための準備に必要な費用の貸付を行います。
- 県は、保育士等に対する研修を充実させ、教育・保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応できるよう、専門性や実践力の向上を図ります。
- 県は、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員として養成するため、市町村と協力して研修を実施します。

(以上 福祉局)

* 4 愛知県保育士・保育所支援センター

保育士資格を持ちながら、保育所等で就労していない潜在保育士の再就職支援や保育所の人材確保の支援等を行う施設。

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

(保育に係る事故の防止)

- 県は、独自に策定した「保育所事故対応指針」*₅や、国の「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」*₆に基づき、死亡事故や重篤な事故が起きた時に適切に対応できるよう、市町村及び保育所等に対して事故防止マニュアル等の作成や既存マニュアルの再点検を働きかけます。
- 県は、「保育所における食事の提供ガイドライン」*₇の活用を通じ、市町村や関係機関等と連携を図り、食育に関する意識の啓発と食育に関する取組への支援をします。
- 県は、認可外保育施設について、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されるよう指導監督を行うほか、保育士等に対する事故防止のための研修や巡回指導を行います。 (以上 福祉局)

(教育・保育情報の公表)

- 県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に保育所等を利用できるよう、教育・保育の内容や教育・保育を提供する施設または事業者の運営状況を公表します。
- 県は、認可外保育施設の質の確保及び向上を図るとともに、保護者等が施設を選択するに当たり必要な情報を提供するため、児童福祉法に基づく立入調査を行った施設の指導内容やその改善状況を公表します。 (以上 福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
待機児童の解消	258 人 (2019 年 4 月)	解消
保育士等の確保数	26,887 人 (2019 年 10 月)	30,000 人

* 5 保育所事故対応指針

2013 年 6 月に全国に先駆け愛知県が作成した、保育所における事故の未然防止と、万が一、事故が起こった場合の対応を示した指針。

* 6 教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考として作成されたガイドライン。

* 7 保育所における食事の提供ガイドライン

保育所における食事の提供の意義や、食事の提供の具体的なあり方等について、保育所の食事の運営に関わる幅広い人が、将来に向けて、保育所における食事をより豊かなものにしていくよう検討する際の参考として作成されたガイドライン。

別表 子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項

1 区域の設定について

- 都道府県は、市町村が定める教育・保育提供区域を考慮して、市町村間等における広域利用等の実態を踏まえ、教育・保育の量の見込み^{*1}や提供体制の確保方策^{*2}の内容を定める単位となる「区域」を定めます。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「市町村計画」という。）では、アンケート調査や利用実績等を基に、2020年度から2024年度までの量の見込みと確保方策を算出し、教育においては、一定以上の広域利用が恒常的に存在することを見込んでいます。
- そこで、教育については、広域利用の実態を踏まえた11区域とし、保育については、市町村単位で1区域として、都道府県に定める区域を設定することとしました。

図表 3-9-2 教育の区域一覧

区域名	市町村名
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西 三 河 北 部	豊田市、みよし市
西 三 河 南 部 東	岡崎市、幸田町
西 三 河 南 部 西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東 三 河 北 部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東 三 河 南 部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

2 教育・保育の量の見込み、確保方策

- 市町村計画における数値を県設定区域ごとに集計し、県計画の教育・保育の量の見込み及び確保方策とします。

* 1 量の見込み

市町村が住民のニーズ調査から把握した教育・保育の利用希望や実際の利用状況等に基づき算出した保育所等の利用を希望する人数。

* 2 確保方策

保育所等の利用定員数。

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

【愛知県内全域】

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1号認定 * ₃	量の見込み ①	78,631 人	77,447 人	76,046 人	74,929 人	74,166 人
	確保方策 ②	109,893 人	109,530 人	109,254 人	108,737 人	108,621 人
	過不足 (②-①)	31,262 人	32,083 人	33,208 人	33,808 人	34,455 人
2号認定 * ₄	量の見込み ③	117,145 人	116,363 人	114,209 人	112,660 人	111,768 人
	教育ニーズ* ₅	11,610 人	11,472 人	11,158 人	10,975 人	10,816 人
	保育ニーズ	105,535 人	104,891 人	103,051 人	101,685 人	100,952 人
	確保方策 ④	127,377 人	127,591 人	127,694 人	127,717 人	127,903 人
	過不足 (④-③)	10,232 人	11,228 人	13,485 人	15,057 人	16,135 人
3号認定 * ₆	量の見込み ⑤	62,932 人	64,692 人	65,777 人	66,354 人	66,730 人
	確保方策 ⑥	68,372 人	70,106 人	71,241 人	71,741 人	72,017 人
	教育・保育施設	64,096 人	65,560 人	66,505 人	66,820 人	66,963 人
	地域型保育事業	2,445 人	2,715 人	2,905 人	3,071 人	3,204 人
	認可外保育施設等※	1,831 人	1,831 人	1,831 人	1,850 人	1,850 人
	過不足 (⑥-⑤)	5,440 人	5,414 人	5,464 人	5,387 人	5,287 人
※企業主導型保育施設の地域枠や一定の施設基準に基づき市町村が運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、市町村の判断により確保方策に加えることができる。						

* 3 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の人。

* 4 2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である人。

* 5 教育ニーズ

家庭において必要な保育を受けることが困難である人のうち、学校教育の利用を希望する人。

* 6 3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である人。

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

【1号認定】

区域	量の見込みと確保方策	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
名古屋・尾張中部	量の見込み	30,428人	30,378人	30,143人	29,974人	29,957人
	確保方策	38,139人	38,137人	38,047人	38,010人	38,010人
	過不足（確保方策－量の見込み）	7,711人	7,759人	7,904人	8,036人	8,053人
海部	量の見込み	1,949人	1,932人	1,866人	1,865人	1,826人
	確保方策	3,449人	3,435人	3,288人	3,119人	3,112人
	過不足（確保方策－量の見込み）	1,500人	1,503人	1,422人	1,254人	1,286人
尾張東部	量の見込み	6,703人	6,642人	6,575人	6,492人	6,342人
	確保方策	8,139人	8,091人	8,043人	7,997人	7,941人
	過不足（確保方策－量の見込み）	1,436人	1,449人	1,468人	1,505人	1,599人
尾張西部	量の見込み	4,384人	4,258人	4,101人	3,976人	3,889人
	確保方策	6,751人	6,706人	6,706人	6,706人	6,706人
	過不足（確保方策－量の見込み）	2,367人	2,448人	2,605人	2,730人	2,817人
尾張北部	量の見込み	8,613人	8,381人	8,144人	7,924人	7,810人
	確保方策	12,282人	12,282人	12,282人	12,282人	12,282人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,669人	3,901人	4,138人	4,358人	4,472人
知多半島	量の見込み	6,447人	6,192人	5,988人	5,818人	5,710人
	確保方策	7,714人	7,640人	7,634人	7,454人	7,401人
	過不足（確保方策－量の見込み）	1,267人	1,448人	1,646人	1,636人	1,691人
西三河北部	量の見込み	4,782人	4,632人	4,496人	4,424人	4,346人
	確保方策	8,236人	8,244人	8,244人	8,244人	8,244人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,454人	3,612人	3,748人	3,820人	3,898人
西三河南部東	量の見込み	4,088人	4,072人	4,027人	3,991人	3,952人
	確保方策	6,818人	6,818人	6,818人	6,728人	6,728人
	過不足（確保方策－量の見込み）	2,730人	2,746人	2,791人	2,737人	2,776人
西三河南部西	量の見込み	6,282人	6,142人	6,037人	5,916人	5,872人
	確保方策	9,494人	9,469人	9,484人	9,489人	9,489人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,212人	3,327人	3,447人	3,573人	3,617人
東三河北部	量の見込み	292人	270人	259人	251人	249人
	確保方策	387人	387人	387人	387人	387人
	過不足（確保方策－量の見込み）	95人	117人	128人	136人	138人
東三河南部	量の見込み	4,663人	4,548人	4,410人	4,298人	4,213人
	確保方策	8,484人	8,321人	8,321人	8,321人	8,321人
	過不足（確保方策－量の見込み）	3,821人	3,773人	3,911人	4,023人	4,108人

区域	量の見込みと確保方策	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全体	量の見込み	78,631人	77,447人	76,046人	74,929人	74,166人
	確保方策	109,893人	109,530人	109,254人	108,737人	108,621人
	過不足（確保方策－量の見込み）	31,262人	32,083人	33,208人	33,808人	34,455人

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

【2号認定】

区域	量の見込みと確保方策	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
名古屋市	量の見込み	28,115人	28,699人	28,439人	28,288人	28,272人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	28,115人	28,699人	28,439人	28,288人	28,272人
	確保方策	30,617人	30,764人	30,764人	30,764人	30,764人
	過不足（確保方策－量の見込み）	2,502人	2,065人	2,325人	2,476人	2,492人
豊橋市	量の見込み	6,850人	6,740人	6,420人	6,180人	6,000人
	教育ニーズ	1,220人	1,180人	1,110人	1,070人	1,030人
	保育ニーズ	5,630人	5,560人	5,310人	5,110人	4,970人
	確保方策	6,011人	6,047人	6,047人	6,047人	6,047人
	過不足（確保方策－量の見込み）	△ 839人	△ 693人	△ 373人	△ 133人	47人
岡崎市	量の見込み	7,273人	7,201人	7,127人	7,054人	6,981人
	教育ニーズ	2,088人	2,067人	2,046人	2,025人	2,004人
	保育ニーズ	5,185人	5,134人	5,081人	5,029人	4,977人
	確保方策	5,687人	5,702人	5,742人	5,792人	5,862人
	過不足（確保方策－量の見込み）	△ 1,586人	△ 1,499人	△ 1,385人	△ 1,262人	△ 1,119人
豊田市	量の見込み	7,051人	6,825人	6,655人	6,532人	6,417人
	教育ニーズ	822人	795人	774人	759人	746人
	保育ニーズ	6,229人	6,030人	5,881人	5,773人	5,671人
	確保方策	7,882人	7,943人	7,943人	7,943人	7,943人
	過不足（確保方策－量の見込み）	831人	1,118人	1,288人	1,411人	1,526人
一宮市	量の見込み	6,226人	6,053人	5,803人	5,623人	5,462人
	教育ニーズ	774人	755人	724人	701人	680人
	保育ニーズ	5,452人	5,298人	5,079人	4,922人	4,782人
	確保方策	6,713人	6,713人	6,713人	6,713人	6,713人
	過不足（確保方策－量の見込み）	487人	660人	910人	1,090人	1,251人
瀬戸市	量の見込み	1,497人	1,473人	1,488人	1,466人	1,439人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	1,497人	1,473人	1,488人	1,466人	1,439人
	確保方策	1,595人	1,595人	1,595人	1,595人	1,595人
	過不足（確保方策－量の見込み）	98人	122人	107人	129人	156人
半田市	量の見込み	1,925人	1,913人	1,857人	1,806人	1,782人
	教育ニーズ	153人	152人	148人	144人	142人
	保育ニーズ	1,772人	1,761人	1,709人	1,662人	1,640人
	確保方策	2,374人	2,374人	2,374人	2,374人	2,374人
	過不足（確保方策－量の見込み）	449人	461人	517人	568人	592人
春日井市	量の見込み	3,920人	3,791人	3,670人	3,573人	3,543人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	3,920人	3,791人	3,670人	3,573人	3,543人
	確保方策	5,126人	5,126人	5,126人	5,126人	5,126人
	過不足（確保方策－量の見込み）	1,206人	1,335人	1,456人	1,553人	1,583人
豊川市	量の見込み	3,679人	3,604人	3,541人	3,524人	3,528人
	教育ニーズ	252人	247人	242人	241人	242人
	保育ニーズ	3,427人	3,357人	3,299人	3,283人	3,286人
	確保方策	3,728人	3,706人	3,673人	3,648人	3,605人
	過不足（確保方策－量の見込み）	49人	102人	132人	124人	77人
津島市	量の見込み	663人	627人	615人	611人	602人
	教育ニーズ	261人	247人	242人	241人	237人
	保育ニーズ	402人	380人	373人	370人	365人
	確保方策	695人	695人	695人	695人	695人
	過不足（確保方策－量の見込み）	32人	68人	80人	84人	93人

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

碧南市	量の見込み	1,327人	1,325人	1,324人	1,317人	1,318人
	教育ニーズ	32人	32人	31人	32人	31人
	保育ニーズ	1,295人	1,293人	1,293人	1,285人	1,287人
	確保方策	1,425人	1,425人	1,374人	1,374人	1,374人
	過不足（確保方策－量の見込み）	98人	100人	50人	57人	56人
刈谷市	量の見込み	2,713人	2,619人	2,539人	2,509人	2,512人
	教育ニーズ	366人	353人	342人	338人	339人
	保育ニーズ	2,347人	2,266人	2,197人	2,171人	2,173人
	確保方策	3,261人	3,186人	3,135人	2,997人	2,997人
	過不足（確保方策－量の見込み）	548人	567人	596人	488人	485人
安城市	量の見込み	3,143人	3,044人	3,004人	2,885人	2,852人
	教育ニーズ	356人	346人	341人	327人	321人
	保育ニーズ	2,787人	2,698人	2,663人	2,558人	2,531人
	確保方策	3,426人	3,326人	3,416人	3,491人	3,491人
	過不足（確保方策－量の見込み）	283人	282人	412人	606人	639人
西尾市	量の見込み	3,824人	3,778人	3,700人	3,567人	3,449人
	教育ニーズ	227人	224人	219人	211人	204人
	保育ニーズ	3,597人	3,554人	3,481人	3,356人	3,245人
	確保方策	3,995人	4,030人	4,045人	4,041人	4,041人
	過不足（確保方策－量の見込み）	171人	252人	345人	474人	592人
蒲郡市	量の見込み	1,367人	1,360人	1,331人	1,341人	1,324人
	教育ニーズ	168人	167人	163人	164人	163人
	保育ニーズ	1,199人	1,193人	1,168人	1,177人	1,161人
	確保方策	1,387人	1,387人	1,387人	1,387人	1,387人
	過不足（確保方策－量の見込み）	20人	27人	56人	46人	63人
犬山市	量の見込み	944人	912人	876人	847人	835人
	教育ニーズ	205人	198人	190人	184人	181人
	保育ニーズ	739人	714人	686人	663人	654人
	確保方策	1,139人	1,139人	1,139人	1,139人	1,139人
	過不足（確保方策－量の見込み）	195人	227人	263人	292人	304人
常滑市	量の見込み	1,121人	1,095人	1,022人	1,023人	1,042人
	教育ニーズ	302人	295人	275人	276人	281人
	保育ニーズ	819人	800人	747人	747人	761人
	確保方策	1,491人	1,491人	1,491人	1,491人	1,491人
	過不足（確保方策－量の見込み）	370人	396人	469人	468人	449人
江南市	量の見込み	1,507人	1,497人	1,481人	1,469人	1,476人
	教育ニーズ	188人	187人	185人	183人	184人
	保育ニーズ	1,319人	1,310人	1,296人	1,286人	1,292人
	確保方策	1,726人	1,726人	1,726人	1,726人	1,726人
	過不足（確保方策－量の見込み）	219人	229人	245人	257人	250人
小牧市	量の見込み	2,600人	2,665人	2,734人	2,806人	2,881人
	教育ニーズ	421人	409人	398人	387人	376人
	保育ニーズ	2,179人	2,256人	2,336人	2,419人	2,505人
	確保方策	2,384人	2,384人	2,464人	2,464人	2,544人
	過不足（確保方策－量の見込み）	△ 216人	△ 281人	△ 270人	△ 342人	△ 337人
稲沢市	量の見込み	2,433人	2,350人	2,265人	2,174人	2,146人
	教育ニーズ	218人	211人	203人	195人	193人
	保育ニーズ	2,215人	2,139人	2,062人	1,979人	1,953人
	確保方策	2,948人	2,948人	2,948人	2,948人	2,948人
	過不足（確保方策－量の見込み）	515人	598人	683人	774人	802人

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

新城市	量の見込み	626人	579人	555人	539人	535人
	教育ニーズ	9人	8人	8人	8人	8人
	保育ニーズ	617人	571人	547人	531人	527人
	確保方策	783人	783人	783人	783人	783人
	過不足（確保方策－量の見込み）	157人	204人	228人	244人	248人
東海市	量の見込み	2,119人	2,105人	2,013人	1,969人	1,957人
	教育ニーズ	277人	277人	267人	263人	263人
	保育ニーズ	1,842人	1,828人	1,746人	1,706人	1,694人
	確保方策	2,138人	2,138人	2,138人	2,138人	2,138人
	過不足（確保方策－量の見込み）	19人	33人	125人	169人	181人
大府市	量の見込み	1,660人	1,596人	1,601人	1,633人	1,677人
	教育ニーズ	100人	100人	100人	100人	100人
	保育ニーズ	1,560人	1,496人	1,501人	1,533人	1,577人
	確保方策	2,154人	2,157人	2,112人	2,078人	2,042人
	過不足（確保方策－量の見込み）	494人	561人	511人	445人	365人
知多市	量の見込み	1,232人	1,278人	1,266人	1,251人	1,202人
	教育ニーズ	100人	120人	120人	120人	120人
	保育ニーズ	1,132人	1,158人	1,146人	1,131人	1,082人
	確保方策	1,397人	1,397人	1,397人	1,427人	1,427人
	過不足（確保方策－量の見込み）	165人	119人	131人	176人	225人
知立市	量の見込み	1,280人	1,302人	1,263人	1,260人	1,243人
	教育ニーズ	276人	281人	273人	272人	268人
	保育ニーズ	1,004人	1,021人	990人	988人	975人
	確保方策	1,267人	1,297人	1,277人	1,277人	1,277人
	過不足（確保方策－量の見込み）	△ 13人	△ 5人	14人	17人	34人
尾張旭市	量の見込み	1,121人	1,124人	1,092人	1,080人	1,071人
	教育ニーズ	269人	269人	262人	259人	257人
	保育ニーズ	852人	855人	830人	821人	814人
	確保方策	1,229人	1,229人	1,229人	1,229人	1,229人
	過不足（確保方策－量の見込み）	108	105	137人	149人	158人
高浜市	量の見込み	869人	846人	860人	863人	881人
	教育ニーズ	87人	85人	86人	87人	89人
	保育ニーズ	782人	761人	774人	776人	792人
	確保方策	942人	942人	942人	942人	942人
	過不足（確保方策－量の見込み）	73人	96人	82人	79人	61人
岩倉市	量の見込み	700人	675人	677人	649人	668人
	教育ニーズ	229人	215人	208人	199人	196人
	保育ニーズ	471人	460人	469人	450人	472人
	確保方策	521人	521人	521人	521人	521人
	過不足（確保方策－量の見込み）	△ 179人	△ 154人	△ 156人	△ 128人	△ 147人
豊明市	量の見込み	928人	923人	881人	866人	837人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	928人	923人	881人	866人	837人
	確保方策	1,094人	1,094人	1,094人	1,094人	1,094人
	過不足（確保方策－量の見込み）	166人	171人	213人	228人	257人
日進市	量の見込み	1,626人	1,675人	1,719人	1,758人	1,798人
	教育ニーズ	209人	209人	202人	192人	182人
	保育ニーズ	1,417人	1,466人	1,517人	1,566人	1,616人
	確保方策	1,887人	1,887人	1,970人	1,960人	1,950人
	過不足（確保方策－量の見込み）	261人	212人	251人	202人	152人

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

田原市	量の見込み	1,320人	1,280人	1,242人	1,205人	1,169人
	教育ニーズ	24人	23人	23人	22人	22人
	保育ニーズ	1,296人	1,257人	1,219人	1,183人	1,147人
	確保方策	1,605人	1,605人	1,605人	1,605人	1,605人
	過不足（確保方策－量の見込み）	285人	325人	363人	400人	436人
愛西市	量の見込み	885人	840人	803人	771人	744人
	教育ニーズ	75人	71人	68人	65人	63人
	保育ニーズ	810人	769人	735人	706人	681人
	確保方策	1,181人	1,177人	1,174人	1,101人	1,099人
	過不足（確保方策－量の見込み）	296人	337人	371人	330人	355人
清須市	量の見込み	1,268人	1,304人	1,364人	1,364人	1,364人
	教育ニーズ	129人	165人	165人	165人	165人
	保育ニーズ	1,139人	1,139人	1,199人	1,199人	1,199人
	確保方策	1,415人	1,463人	1,463人	1,463人	1,463人
	過不足（確保方策－量の見込み）	147人	159人	99人	99人	99人
北名古屋市	量の見込み	1,467人	1,481人	1,451人	1,424人	1,414人
	教育ニーズ	204人	211人	211人	211人	214人
	保育ニーズ	1,263人	1,270人	1,240人	1,213人	1,200人
	確保方策	1,619人	1,619人	1,619人	1,619人	1,619人
	過不足（確保方策－量の見込み）	152人	138人	168人	195人	205人
弥富市	量の見込み	755人	730人	719人	700人	701人
	教育ニーズ	61人	59人	58人	57人	57人
	保育ニーズ	694人	671人	661人	643人	644人
	確保方策	1,185人	1,185人	1,185人	1,185人	1,185人
	過不足（確保方策－量の見込み）	430人	455人	466人	485人	484人
みよし市	量の見込み	942人	917人	871人	866人	851人
	教育ニーズ	148人	144人	136人	136人	133人
	保育ニーズ	794人	773人	735人	730人	718人
	確保方策	1,053人	1,053人	1,047人	1,047人	1,067人
	過不足（確保方策－量の見込み）	111人	136人	176人	181人	216人
あま市	量の見込み	1,492人	1,530人	1,491人	1,507人	1,468人
	教育ニーズ	472人	484人	472人	477人	465人
	保育ニーズ	1,020人	1,046人	1,019人	1,030人	1,003人
	確保方策	1,630人	1,630人	1,630人	1,630人	1,630人
	過不足（確保方策－量の見込み）	138人	100人	139人	123人	162人
長久手市	量の見込み	1,088人	1,151人	1,212人	1,257人	1,244人
	教育ニーズ	91人	93人	95人	95人	91人
	保育ニーズ	997人	1,058人	1,117人	1,162人	1,153人
	確保方策	1,198人	1,200人	1,202人	1,202人	1,288人
	過不足（確保方策－量の見込み）	110人	49人	△ 10人	△ 55人	44人
東郷町	量の見込み	802人	777人	785人	788人	814人
	教育ニーズ	112人	109人	110人	110人	114人
	保育ニーズ	690人	668人	675人	678人	700人
	確保方策	1,017人	1,017人	1,017人	1,017人	1,017人
	過不足（確保方策－量の見込み）	215人	240人	232人	229人	203人
豊山町	量の見込み	310人	327人	327人	311人	311人
	教育ニーズ	24人	24人	24人	24人	24人
	保育ニーズ	286人	303人	303人	287人	287人
	確保方策	379人	379人	379人	379人	379人
	過不足（確保方策－量の見込み）	69人	52人	52人	68人	68人

基本施策9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

大口町	量の見込み	475人	479人	486人	491人	499人
	教育ニーズ	3人	4人	4人	4人	4人
	保育ニーズ	472人	475人	482人	487人	495人
	確保方策	508人	508人	508人	508人	508人
	過不足（確保方策－量の見込み）	33人	29人	22人	17人	9人
扶桑町	量の見込み	592人	577人	560人	547人	543人
	教育ニーズ	90人	89人	88人	87人	87人
	保育ニーズ	502人	488人	472人	460人	456人
	確保方策	738人	738人	729人	729人	729人
	過不足（確保方策－量の見込み）	146人	161人	169人	182人	186人
大治町	量の見込み	723人	729人	669人	684人	677人
	教育ニーズ	194人	196人	180人	184人	182人
	保育ニーズ	529人	533人	489人	500人	495人
	確保方策	713人	713人	728人	728人	727人
	過不足（確保方策－量の見込み）	△ 10人	△ 16人	59人	44人	50人
蟹江町	量の見込み	537人	546人	534人	539人	526人
	教育ニーズ	109人	110人	109人	109人	108人
	保育ニーズ	428人	436人	425人	430人	418人
	確保方策	578人	579人	578人	678人	677人
	過不足（確保方策－量の見込み）	41人	33人	44人	139人	151人
飛島村	量の見込み	84人	82人	76人	85人	89人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	84人	82人	76人	85人	89人
	確保方策	90人	90人	90人	90人	90人
	過不足（確保方策－量の見込み）	6人	8人	14人	5人	1人
阿久比町	量の見込み	626人	580人	544人	497人	487人
	教育ニーズ	44人	41人	38人	35人	34人
	保育ニーズ	582人	539人	506人	462人	453人
	確保方策	854人	854人	854人	854人	854人
	過不足（確保方策－量の見込み）	228人	274人	310人	357人	367人
東浦町	量の見込み	760人	731人	694人	655人	634人
	教育ニーズ	20人	20人	19人	18人	17人
	保育ニーズ	740人	711人	675人	637人	617人
	確保方策	1,189人	1,212人	1,241人	1,304人	1,319人
	過不足（確保方策－量の見込み）	429人	481人	547人	649人	685人
南知多町	量の見込み	214人	192人	172人	162人	154人
	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	214人	192人	172人	162人	154人
	確保方策	502人	502人	502人	502人	502人
	過不足（確保方策－量の見込み）	288人	310人	330人	340人	348人
美浜町	量の見込み	287人	265人	254人	231人	235人
	教育ニーズ	9人	9人	9人	8人	9人
	保育ニーズ	278人	256人	245人	223人	226人
	確保方策	652人	652人	652人	652人	652人
	過不足（確保方策－量の見込み）	365人	387人	398人	421人	417人
武豊町	量の見込み	839人	823人	791人	780人	788人
	教育ニーズ	24人	23人	22人	22人	22人
	保育ニーズ	815人	800人	769人	758人	766人
	確保方策	839人	823人	791人	780人	788人
	過不足（確保方策－量の見込み）	0人	0人	0人	0人	0人

基本施策9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

幸田町	量の見込み		1,228人	1,228人	1,228人	1,228人	1,228人
		教育ニーズ	168人	168人	168人	168人	168人
		保育ニーズ	1,060人	1,060人	1,060人	1,060人	1,060人
	確保方策		1,228人	1,228人	1,228人	1,228人	1,228人
	過不足（確保方策－量の見込み）		0人	0人	0人	0人	0人
設楽町	量の見込み		55人	58人	59人	50人	50人
		教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
		保育ニーズ	55人	58人	59人	50人	50人
	確保方策		102人	102人	102人	102人	102人
	過不足（確保方策－量の見込み）		47人	44人	43人	52人	52人
東栄町	量の見込み		45人	43人	44人	41人	40人
		教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
		保育ニーズ	45人	43人	44人	41人	40人
	確保方策		60人	90人	90人	90人	90人
	過不足（確保方策－量の見込み）		15人	47人	46人	49人	50人
豊根村	量の見込み		12人	19人	15人	14人	8人
		教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
		保育ニーズ	12人	19人	15人	14人	8人
	確保方策		20人	20人	20人	20人	20人
	過不足（確保方策－量の見込み）		8人	1人	5人	6人	12人

区域	量の見込みと確保方策	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
合計	量の見込み		117,145人	116,363人	114,209人	112,660人	111,768人
		教育ニーズ	11,610人	11,472人	11,158人	10,975人	10,816人
		保育ニーズ	105,535人	104,891人	103,051人	101,685人	100,952人
	確保方策		127,377人	127,591人	127,694人	127,717人	127,903人
	過不足（確保方策－量の見込み）		10,232人	11,228人	13,485人	15,057人	16,135人

※ 7区域（豊橋市、岡崎市、小牧市、知立市、岩倉市、長久手市及び大治町）で2号認定の確保方策に不足が生じていますが、教育ニーズに係る確保方策について、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は、原則、1号認定の確保方策に計上することとされており、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られている。

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

【3号認定】

区域	量の見込みと確保方策	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
名古屋市	量の見込み	22,228人	23,373人	23,839人	23,938人	23,940人
	確保方策	23,553人	24,514人	24,796人	24,811人	24,821人
	教育・保育施設	23,553人	24,514人	24,796人	24,811人	24,821人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	1,325人	1,141人	957人	873人	881人	
豊橋市	量の見込み	3,730人	3,730人	3,730人	3,730人	3,730人
	確保方策	3,757人	3,790人	3,790人	3,790人	3,790人
	教育・保育施設	3,719人	3,752人	3,752人	3,752人	3,752人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	38人	38人	38人	38人	38人
過不足（確保方策－量の見込み）	27人	60人	60人	60人	60人	
岡崎市	量の見込み	2,553人	2,521人	2,490人	2,499人	2,428人
	確保方策	2,683人	2,683人	2,703人	2,730人	2,774人
	教育・保育施設	2,683人	2,683人	2,703人	2,730人	2,774人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	130人	162人	213人	231人	346人	
豊田市	量の見込み	2,453人	2,494人	2,547人	2,611人	2,682人
	確保方策	3,052人	3,141人	3,141人	3,141人	3,141人
	教育・保育施設	2,648人	2,718人	2,718人	2,718人	2,718人
	地域型保育事業	53人	72人	72人	72人	72人
	認可外保育施設等	351人	351人	351人	351人	351人
過不足（確保方策－量の見込み）	599人	647人	594人	530人	459人	
一宮市	量の見込み	2,640人	2,721人	2,805人	2,892人	2,981人
	確保方策	3,123人	3,169人	3,195人	3,221人	3,247人
	教育・保育施設	2,782人	2,809人	2,797人	2,785人	2,773人
	地域型保育事業	341人	360人	398人	436人	474人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	483人	448人	390人	329人	266人	
瀬戸市	量の見込み	832人	867人	902人	938人	973人
	確保方策	900人	919人	967人	967人	997人
	教育・保育施設	794人	794人	842人	842人	872人
	地域型保育事業	57人	76人	76人	76人	76人
	認可外保育施設等	49人	49人	49人	49人	49人
過不足（確保方策－量の見込み）	68人	52人	65人	29人	24人	
半田市	量の見込み	806人	795人	783人	772人	762人
	確保方策	911人	911人	911人	911人	911人
	教育・保育施設	776人	776人	776人	776人	776人
	地域型保育事業	74人	74人	74人	74人	74人
	認可外保育施設等	61人	61人	61人	61人	61人
過不足（確保方策－量の見込み）	105人	116人	128人	139人	149人	
春日井市	量の見込み	2,450人	2,505人	2,528人	2,575人	2,634人
	確保方策	2,593人	2,669人	2,772人	2,810人	2,829人
	教育・保育施設	2,341人	2,341人	2,387人	2,387人	2,387人
	地域型保育事業	252人	328人	385人	423人	442人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	143人	164人	244人	235人	195人	
豊川市	量の見込み	1,556人	1,613人	1,652人	1,685人	1,721人
	確保方策	1,588人	1,640人	1,683人	1,765人	1,765人
	教育・保育施設	1,521人	1,573人	1,616人	1,684人	1,684人
	地域型保育事業	48人	48人	48人	62人	62人
	認可外保育施設等	19人	19人	19人	19人	19人
過不足（確保方策－量の見込み）	32人	27人	31人	80人	44人	
津島市	量の見込み	273人	275人	271人	266人	262人
	確保方策	390人	390人	390人	390人	390人
	教育・保育施設	390人	390人	390人	390人	390人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	117人	115人	119人	124人	128人	

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

碧南市	量の見込み	468人	487人	526人	529人	533人
	確保方策	523人	523人	559人	559人	559人
	教育・保育施設	523人	523人	559人	559人	559人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	55人	36人	33人	30人	26人	
刈谷市	量の見込み	1,311人	1,313人	1,323人	1,321人	1,324人
	確保方策	1,795人	1,909人	2,013人	2,071人	2,071人
	教育・保育施設	1,054人	1,168人	1,272人	1,330人	1,330人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	741人	741人	741人	741人	741人
過不足（確保方策－量の見込み）	484人	596人	690人	750人	747人	
安城市	量の見込み	1,621人	1,681人	1,766人	1,833人	1,848人
	確保方策	1,741人	1,806人	1,961人	2,016人	2,016人
	教育・保育施設	1,741人	1,806人	1,961人	2,016人	2,016人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	120人	125人	195人	183人	168人	
西尾市	量の見込み	1,072人	1,113人	1,139人	1,108人	1,078人
	確保方策	1,072人	1,120人	1,177人	1,191人	1,191人
	教育・保育施設	1,067人	1,115人	1,172人	1,186人	1,186人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	5人	5人	5人	5人	5人
過不足（確保方策－量の見込み）	0人	7人	38人	83人	113人	
蒲郡市	量の見込み	581人	609人	621人	645人	666人
	確保方策	653人	655人	660人	665人	669人
	教育・保育施設	593人	595人	600人	605人	609人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	60人	60人	60人	60人	60人
過不足（確保方策－量の見込み）	72人	46人	39人	20人	3人	
犬山市	量の見込み	417人	427人	433人	437人	442人
	確保方策	554人	554人	554人	554人	554人
	教育・保育施設	554人	554人	554人	554人	554人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	137人	127人	121人	117人	112人	
常滑市	量の見込み	474人	474人	474人	476人	478人
	確保方策	479人	479人	479人	479人	479人
	教育・保育施設	397人	397人	397人	397人	397人
	地域型保育事業	82人	82人	82人	82人	82人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	5人	5人	5人	3人	1人	
江南市	量の見込み	582人	574人	584人	607人	635人
	確保方策	642人	642人	642人	642人	642人
	教育・保育施設	642人	642人	642人	642人	642人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	60人	68人	58人	35人	7人	
小牧市	量の見込み	1,013人	1,049人	1,086人	1,124人	1,164人
	確保方策	1,142人	1,142人	1,182人	1,182人	1,222人
	教育・保育施設	848人	848人	888人	888人	928人
	地域型保育事業	294人	294人	294人	294人	294人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	129人	93人	96人	58人	58人	
稲沢市	量の見込み	1,211人	1,211人	1,211人	1,211人	1,211人
	確保方策	1,284人	1,284人	1,284人	1,284人	1,284人
	教育・保育施設	1,204人	1,204人	1,204人	1,204人	1,204人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
	認可外保育施設等	30人	30人	30人	30人	30人
過不足（確保方策－量の見込み）	73人	73人	73人	73人	73人	

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

新城市	量の見込み	286人	298人	303人	305人	305人
	確保方策	372人	372人	372人	372人	372人
	教育・保育施設	350人	350人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	86人	74人	69人	67人	67人	
東海市	量の見込み	1,189人	1,198人	1,237人	1,257人	1,276人
	確保方策	1,222人	1,234人	1,246人	1,260人	1,278人
	教育・保育施設	1,070人	1,044人	1,018人	994人	974人
	地域型保育事業	152人	190人	228人	266人	304人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	33人	36人	9人	3人	2人	
大府市	量の見込み	1,193人	1,249人	1,243人	1,239人	1,242人
	確保方策	1,383人	1,356人	1,329人	1,323人	1,323人
	教育・保育施設	1,133人	1,106人	1,079人	1,073人	1,073人
	地域型保育事業	79人	79人	79人	79人	79人
	認可外保育施設等	171人	171人	171人	171人	171人
過不足（確保方策－量の見込み）	190人	107人	86人	84人	81人	
知多市	量の見込み	658人	655人	671人	686人	700人
	確保方策	662人	680人	680人	708人	710人
	教育・保育施設	611人	611人	611人	639人	641人
	地域型保育事業	36人	54人	54人	54人	54人
	認可外保育施設等	15人	15人	15人	15人	15人
過不足（確保方策－量の見込み）	4人	25人	9人	22人	10人	
知立市	量の見込み	624人	616人	625人	622人	618人
	確保方策	682人	739人	748人	748人	748人
	教育・保育施設	658人	715人	724人	724人	724人
	地域型保育事業	24人	24人	24人	24人	24人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	58人	123人	123人	126人	130人	
尾張旭市	量の見込み	559人	555人	559人	552人	543人
	確保方策	586人	586人	586人	586人	586人
	教育・保育施設	479人	479人	479人	479人	479人
	地域型保育事業	77人	77人	77人	77人	77人
	認可外保育施設等	30人	30人	30人	30人	30人
過不足（確保方策－量の見込み）	27人	31人	27人	34人	43人	
高浜市	量の見込み	439人	444人	441人	441人	442人
	確保方策	440人	445人	445人	445人	445人
	教育・保育施設	400人	400人	400人	400人	400人
	地域型保育事業	40人	45人	45人	45人	45人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	1人	1人	4人	4人	3人	
岩倉市	量の見込み	362人	372人	379人	385人	394人
	確保方策	366人	396人	396人	396人	396人
	教育・保育施設	338人	368人	368人	368人	368人
	地域型保育事業	28人	28人	28人	28人	28人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	4人	24人	17人	11人	2人	
豊明市	量の見込み	578人	566人	566人	571人	570人
	確保方策	613人	613人	613人	613人	613人
	教育・保育施設	507人	507人	507人	507人	507人
	地域型保育事業	106人	106人	106人	106人	106人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	35人	47人	47人	42人	43人	
日進市	量の見込み	1,106人	1,148人	1,180人	1,220人	1,247人
	確保方策	1,113人	1,151人	1,180人	1,221人	1,256人
	教育・保育施設	831人	831人	860人	863人	860人
	地域型保育事業	126人	164人	164人	183人	221人
	認可外保育施設等	156人	156人	156人	175人	175人
過不足（確保方策－量の見込み）	7人	3人	0人	1人	9人	

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

田原市	量の見込み	535人	535人	535人	535人	535人
	確保方策	605人	605人	605人	605人	605人
	教育・保育施設	586人	586人	586人	586人	586人
	地域型保育事業	9人	9人	9人	9人	9人
	認可外保育施設等	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（確保方策－量の見込み）		70人	70人	70人	70人	70人
愛西市	量の見込み	477人	459人	442人	431人	424人
	確保方策	551人	551人	551人	526人	526人
	教育・保育施設	551人	551人	551人	526人	526人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		74人	92人	109人	95人	102人
清須市	量の見込み	660人	702人	740人	740人	740人
	確保方策	660人	702人	740人	740人	740人
	教育・保育施設	575人	617人	617人	617人	617人
	地域型保育事業	29人	29人	67人	67人	67人
	認可外保育施設等	56人	56人	56人	56人	56人
過不足（確保方策－量の見込み）		0人	0人	0人	0人	0人
北名古屋市	量の見込み	648人	682人	680人	686人	698人
	確保方策	715人	726人	726人	726人	726人
	教育・保育施設	522人	533人	533人	533人	533人
	地域型保育事業	180人	180人	180人	180人	180人
	認可外保育施設等	13人	13人	13人	13人	13人
過不足（確保方策－量の見込み）		67人	44人	46人	40人	28人
弥富市	量の見込み	438人	439人	437人	431人	426人
	確保方策	500人	500人	500人	500人	500人
	教育・保育施設	500人	500人	500人	500人	500人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		62人	61人	63人	69人	74人
みよし市	量の見込み	428人	418人	427人	427人	429人
	確保方策	448人	467人	476人	480人	480人
	教育・保育施設	429人	429人	438人	442人	442人
	地域型保育事業	19人	38人	38人	38人	38人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		20人	49人	49人	53人	51人
あま市	量の見込み	685人	670人	672人	669人	665人
	確保方策	757人	776人	806人	806人	806人
	教育・保育施設	740人	740人	770人	770人	770人
	地域型保育事業	17人	36人	36人	36人	36人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		72人	106人	134人	137人	141人
長久手市	量の見込み	646人	666人	679人	695人	717人
	確保方策	670人	670人	689人	714人	754人
	教育・保育施設	566人	566人	566人	572人	612人
	地域型保育事業	84人	84人	103人	122人	122人
	認可外保育施設等	20人	20人	20人	20人	20人
過不足（確保方策－量の見込み）		24人	4人	10人	19人	37人
東郷町	量の見込み	380人	394人	380人	380人	380人
	確保方策	405人	405人	405人	405人	405人
	教育・保育施設	343人	343人	343人	343人	343人
	地域型保育事業	62人	62人	62人	62人	62人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		25人	11人	25人	25人	25人
豊山町	量の見込み	160人	158人	158人	156人	156人
	確保方策	171人	171人	171人	171人	171人
	教育・保育施設	171人	171人	171人	171人	171人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）		11人	13人	13人	15人	15人

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

大口町	量の見込み	240人	242人	255人	268人	279人
	確保方策	282人	282人	282人	282人	282人
	教育・保育施設	282人	282人	282人	282人	282人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	42人	40人	27人	14人	3人	
扶桑町	量の見込み	242人	240人	245人	243人	239人
	確保方策	247人	247人	256人	256人	256人
	教育・保育施設	246人	246人	255人	255人	255人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	1人	1人	1人	1人	1人
過不足（確保方策－量の見込み）	5人	7人	11人	13人	17人	
大治町	量の見込み	395人	400人	465人	465人	464人
	確保方策	405人	405人	486人	486人	486人
	教育・保育施設	383人	383人	464人	464人	464人
	地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	10人	5人	21人	21人	22人	
蟹江町	量の見込み	300人	291人	285人	283人	282人
	確保方策	321人	321人	321人	381人	381人
	教育・保育施設	321人	321人	321人	381人	381人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	21人	30人	36人	98人	99人	
飛島村	量の見込み	71人	75人	72人	74人	75人
	確保方策	90人	90人	90人	90人	90人
	教育・保育施設	90人	90人	90人	90人	90人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	19人	15人	18人	16人	15人	
阿久比町	量の見込み	257人	299人	294人	292人	290人
	確保方策	320人	320人	320人	320人	320人
	教育・保育施設	320人	320人	320人	320人	320人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	63人	21人	26人	28人	30人	
東浦町	量の見込み	243人	233人	232人	226人	221人
	確保方策	327人	327人	327人	357人	357人
	教育・保育施設	317人	317人	317人	347人	347人
	地域型保育事業	10人	10人	10人	10人	10人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	84人	94人	95人	131人	136人	
南知多町	量の見込み	36人	34人	36人	34人	32人
	確保方策	88人	88人	88人	88人	88人
	教育・保育施設	88人	88人	88人	88人	88人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	52人	54人	52人	54人	56人	
美浜町	量の見込み	74人	77人	79人	82人	85人
	確保方策	138人	138人	138人	138人	138人
	教育・保育施設	138人	138人	138人	138人	138人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	64人	61人	59人	56人	53人	
武豊町	量の見込み	332人	337人	344人	353人	361人
	確保方策	337人	342人	349人	358人	366人
	教育・保育施設	332人	337人	344人	353人	361人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	5人	5人	5人	5人	5人
過不足（確保方策－量の見込み）	5人	5人	5人	5人	5人	

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

幸田町	量の見込み	367人	364人	362人	363人	364人
	確保方策	393人	393人	393人	393人	393人
	教育・保育施設	321人	321人	321人	321人	321人
	地域型保育事業	72人	72人	72人	72人	72人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	26人	29人	31人	30人	29人	
設楽町	量の見込み	15人	13人	10人	15人	10人
	確保方策	28人	28人	28人	28人	28人
	教育・保育施設	28人	28人	28人	28人	28人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	13人	15人	18人	13人	18人	
東栄町	量の見込み	28人	26人	27人	25人	24人
	確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
	教育・保育施設	30人	30人	30人	30人	30人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	2人	4人	3人	5人	6人	
豊根村	量の見込み	10人	5人	7人	6人	5人
	確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
	教育・保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（確保方策－量の見込み）	0人	5人	3人	4人	5人	
区域	量の見込みと確保方策	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
合計	量の見込み	62,932人	64,692人	65,777人	66,354人	66,730人
	確保方策	68,372人	70,106人	71,241人	71,741人	72,017人
	教育・保育施設	64,096人	65,560人	66,505人	66,820人	66,963人
	地域型保育事業	2,445人	2,715人	2,905人	3,071人	3,204人
	認可外保育施設等	1,831人	1,831人	1,831人	1,850人	1,850人
過不足（確保方策－量の見込み）	5,440人	5,414人	5,464人	5,387人	5,287人	

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

3 認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数

- 認定こども園法では、都道府県知事は、認定こども園開設の認可・認定の申請があった場合に、地域内の認定こども園、保育所及び幼稚園の「利用定員の総数」（供給量）が、地域において「必要とされる量の見込み」（需要量）を下回っている場合、認可・認定基準を満たしている限りは認可・認定しなければなりません。
- ただし、地域における「利用定員の総数」が「必要とされる量の見込み」以上になっているか、申請のあった認定こども園を開設することで、「利用定員の総数」が「必要とされる量の見込み」を超える（供給過剰地域になる）場合には、認定こども園開設の認可・認定をしないことができるとされています。
- 国は、認定こども園の設置促進の観点から、供給過剰地域においても、既存の保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、都道府県知事が開設予定地域における「必要とされる量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を上積みすることで、都道府県知事が認可・認定することとしています。
- 本県においては、認定こども園が保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、都道府県計画で定める数は定めず、認定こども園への移行を希望する保育所・幼稚園があれば、認可・認定基準を満たす限り、適切な需給状況が確保されるよう市町村と協議の上、認可・認定を行うこととします。

4 認定こども園の目標設置数、設置時期

- 認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に取り組む必要があるため、区域ごとに目標設置数を定めました。

図表 3-9-3 区域別認定こども園の目標設置数

区域	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
名古屋・尾張中部	1箇所	2箇所	0箇所	0箇所	0箇所
海 部	6箇所	1箇所	0箇所	2箇所	0箇所
尾 張 東 部	2箇所	1箇所	0箇所	0箇所	2箇所
尾 張 西 部	1箇所	2箇所	1箇所	0箇所	0箇所
尾 張 北 部	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所
知 多 半 島	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所	1箇所
西 三 河 北 部	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
西 三 河 南 部 東	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
西 三 河 南 部 西	19箇所	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所
東 三 河 北 部	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
東 三 河 南 部	1箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※政令・中核市は認可・認定権限が移譲されているため含まない。

基本施策 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保

5 教育・保育等を行う人の見込み数

- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う人並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人の見込み数を推計しました。

図表 3-9-4 教育・保育等を行う人の見込み数（常勤換算後）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
保育教諭①※1	4,097人	4,296人	4,454人	4,492人	4,518人
保育士②	24,447人	24,697人	24,832人	24,929人	24,983人
計③（①+②）	28,544人	28,993人	29,286人	29,421人	29,501人
幼稚園教諭※2④	842人	876人	875人	865人	863人
保育従事者等※3⑤	160人	160人	160人	160人	160人

※1 幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有し、幼保連携型認定こども園に配置される人

※2 私学助成を受ける幼稚園を除く

※3 地域型保育における保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者

※ 企業主導型保育等に従事する人は含んでいない

6 幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するための市町村との連携

- 2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、子ども・子育て支援法が改正され、家庭において必要な保育を受けることが困難である人が幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用した場合などの利用料を支援する、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

実施主体である市町村において円滑な実施が行われるよう、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、県と市町村が連携していきます。

- また、無償化の対象となる預かり保育事業や認可外保育施設等は、広域的な利用が予想されるため、市町村間や県と市町村との基本的な情報の共有について、連携していきます。

基本施策 10 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は市町村と共に、保護者の就労形態が多様化し、多様な保育サービスの充実が求められる中、体制整備を積極的に進めたことで、前プランで数値目標とした、病児保育 86 箇所、延長保育 990 箇所、休日保育 59 箇所の実施について、2019 年 3 月時点で病児保育 93 箇所、延長保育 1,073 箇所、休日保育 59 箇所と目標を上回る状況となりました。

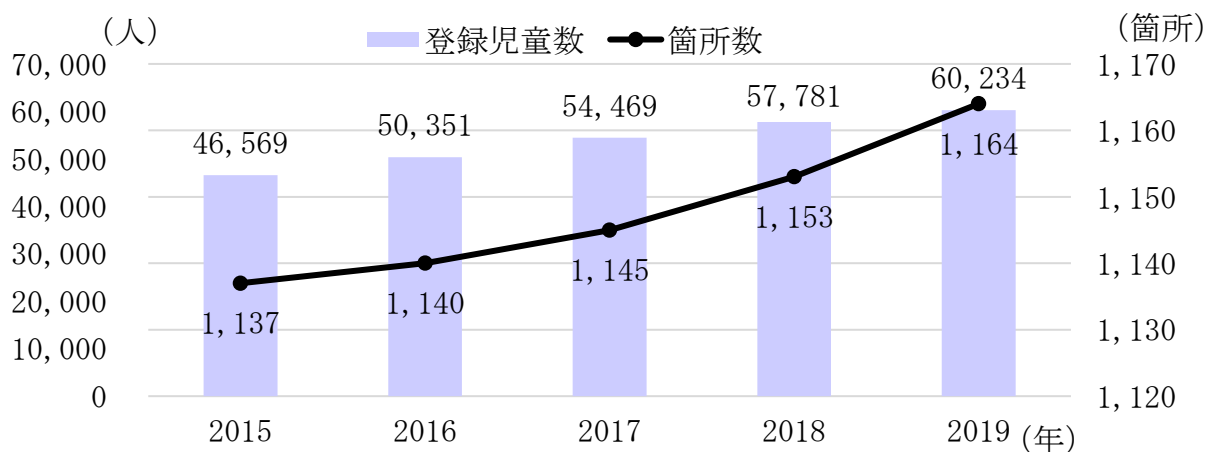
また、女性の就業率の上昇に伴い、放課後の児童の居場所づくりが課題となる中、放課後児童クラブ*₁の整備にも積極的に取り組み、2015 年から 2019 年の間に 27 箇所、13,665 人分の受け皿を整備しました。

◇現状と課題

2018 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、女性が子育てをしながら働く上での問題点として、「子どもの病気など急用が入ったとき、職場で柔軟な対応ができない」と答えた人の割合が約 6 割と高く、保護者の就労形態の多様化に伴う様々な保育ニーズに応えられるよう、多様な保育サービスのより一層の充実が求められています。

また、放課後児童クラブは、54 市町村、1,164 箇所で実施され、60,234 人の児童が登録しています。2015 年からの 5 年間で、登録児童数は大きく増加していますが、放課後児童クラブの需要はますます高まりを見せており、待機児童の解消には至っていません。

図表 3-10-1 放課後児童クラブの実施箇所数及び登録児童数の推移（愛知県）



資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況」

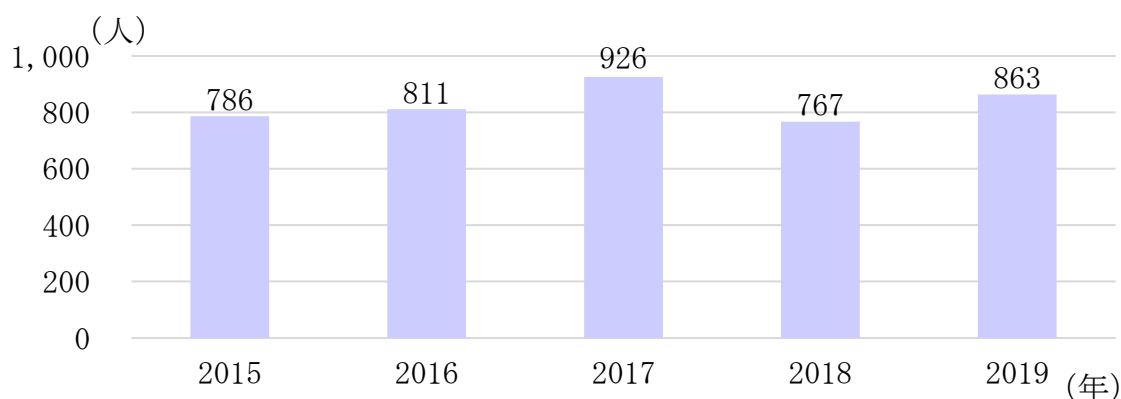
注：各年 5 月 1 日現在

* 1 放課後児童クラブ

共働き家庭などの児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした事業。

基本施策 10 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充

図表 3-10-2 放課後児童クラブの待機児童数の推移（愛知県）



資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況」

注：各年5月1日現在

いわゆる「小1の壁」を打破するためには、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる居場所について整備を進めていく必要があります。また、次代を担う人材育成の観点から、共働き家庭の児童に限らず、全ての児童が放課後等に学習や多様な体験活動を行うことができる環境を整備することも重要です。

こうした観点から、国において、2014年7月に放課後児童対策として「放課後子ども総合プラン」が、更に2018年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されています。「新・放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、2021年度末までに約25万人の受け皿を整備することで待機児童の解消を目指し、2023年度末までに、女性就業率の上昇を踏まえ、更に約5万人、計約30万人分の受け皿を整備するとともに、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室*₂を一体的に又は連携して実施することや、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしています。本県においても、総合的な放課後児童対策を推進し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める必要があります。

また、放課後児童クラブの運営を支える放課後児童支援員*₃の確保に苦慮している市町村が多いことから、県は、放課後児童支援員認定資格研修の実施や、市町村と共に確保策を検討していくなど、放課後児童支援員の確保に取り組む必要があります。

更に、放課後児童支援員の資質の確保・向上を図るため、県は、キャリアアップ研修などを実施していく必要があります。

今後とも、新・放課後子ども総合プランの円滑な推進が図られるよう、福祉部局と教育委員会等が連携して、放課後児童対策の総合的な取組を進めていく必要があります。

* 2 放課後子ども教室

放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

* 3 放課後児童支援員

保育士、社会福祉士等で、都道府県等が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した人。

取組の方向性

子どもの体調不良時や保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、多様な保育サービスの提供体制を拡充します。

新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消を目指すとともに、児童が放課後児童クラブで健やかに過ごせるよう、人材の確保や資質の向上を図ります。

◇今後の取組

(多様なニーズに対応した保育サービスの拡充)

- 県は、病気や体調不良となった児童を病院や保育所等において一時的に保育する病児保育が、県内全市町村で実施されるよう、保育の実施主体である市町村に働きかけるとともに、施設整備や運営の支援をします。
- 県は、県内に多くの外国人の子どもが居住し、今後も増加が見込まれる状況を踏まえ、外国人の子どもが円滑に保育所等を利用できるよう、保護者や保育所等の支援ニーズの把握に努め、適切な支援の在り方について検討します。
- 県は、第三子以降児や多胎児であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けるよう、市町村に働きかけます。(以上 福祉局)
- 県は、保護者の就労形態が多様化している中、働き方に応じた保育ニーズに応えるため、休日保育や延長保育などの多様な就労形態に合わせた保育が提供されるよう、市町村に働きかけます。また、幼児期の学校教育の利用を希望する共働き世帯等に対応するため、預かり保育を実施する幼稚園や認定こども園を支援します。
- 県は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる、一時預かり事業が実施されるよう、市町村に働きかけます。
- 県は、障害児支援の多様化に対応するため、保育所等における障害児及び医療的ケア児^{*4}を受け入れるための環境整備等を支援し、保護者のニーズに応じた保育が行われるよう、市町村に働きかけます。また、幼稚園や認定こども園に対し、障害児の教育に必要な経費を助成します。(以上 県民文化局、福祉局)

*4 医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害のある子ども。

(新・放課後子ども総合プランの取組促進)

- 県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。
特に、新たに開設する放課後児童クラブについては、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごすことができる小学校内で実施することを目指します。
- 県は、放課後児童クラブの施設運営の質の確保・向上に向けて、放課後児童支援員等の賃金改善に必要な経費の助成を行うなど、市町村の取組を支援します。
- 県は、放課後児童クラブにおいて特別な配慮を必要とする児童を受入れ、安心して過ごすことができる環境の整備が進むよう、市町村の取組を支援します。
- 県は、放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。
- 県は、放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、放課後子ども総合プラン推進委員会を設置し、福祉部局と教育部局が連携して新・放課後子ども総合プランの推進を図るとともに、市町村においても福祉部局と教育部局の連携が進むよう働きかけます。 (以上 福祉局、教育委員会)
- 県は、児童福祉に意欲のある学生等に放課後児童クラブの現状及び魅力を説明し、市町村の人材確保に関する取組を支援します。 (福祉局)

(放課後児童支援員等の資質向上)

- 県は、放課後児童支援員となるための認定資格研修を計画的に実施します。
- 県は、放課後児童支援員が資格取得後も更なる専門的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、福祉部局と教育部局が連携して放課後児童クラブと放課後子ども教室に従事する人等の資質の向上を図る研修を実施します。
- 県は、放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために市町村が行う課題や事例を共有するための実務的な研修が円滑に実施できるよう支援します。 (以上 福祉局、教育委員会)

◇目標

項目名	現況	目標
病児保育事業の実施市町村数	45 市町村 (2019年3月)	全市町村 (54 市町村)
放課後児童クラブの待機児童の解消	863 人 (2019年5月)	解消

刈谷市の取組 「放課後児童健全育成事業」

刈谷市では、市内 15 箇所では放課後児童クラブを実施していますが、その全てが小学校の余裕教室や特別教室、又は小学校敷地内の専用施設で実施されています。

そのため、授業終了後に学校敷地外を経由することなく、放課後児童クラブまで移動することが可能であり、安全に、また安心して放課後児童クラブを利用することができます。

また、同一の小学校内で実施される放課後子ども教室の利用児童と外遊びの場所を共有するとともに、放課後子ども教室で実施される一部の体験教室に放課後児童クラブの児童が参加するなどの取組も行っており「新・放課後子ども総合プラン」に定める一体型として運営されています。

体験教室では、缶バッジづくりや、廃材を使ったノートづくり、ダンス教室などが行われています。放課後児童クラブの児童が普段体験できない活動に参加することは、子ども達が活気づくだけでなく、スタッフ同士の交流によるスタッフの研鑽にもつながっています。

このように、刈谷市では福祉部局と教育委員会が協力することで、全ての小学生児童を対象とした、総合的な放課後児童対策が推進されています。



活動の状況（2019年4月1日現在・放課後児童クラブ）

市内 15 クラブ 34 箇所（いずれも公設公営）

開設場所：学校校舎内余裕教室等 18 箇所

：学校敷地内単独施設 16 箇所

※放課後子ども教室の体験教室は月 1 回程度実施。

参加はその回ごとの申込制。

